

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、7番、中村 明君であります。

◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○税務課長（村嶋 基君） それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案件名簿の2ページをご用意いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年4月1日から施行されることになったため、下田市税賦課徴収条例につきましても改正する必要性が生じたため、平成18年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、税制改正に伴います条例の改正内容等につきましては、資料で説明させていただきます。条例改正関係等説明資料の1ページから68ページまでが関係資料でございます。

今回の条例改正は、所得税から個人住民税の税源移譲に伴う改正のため、法改正が多くなされました。このため、条例改正の多くは法改正による条文整備や申告方法等の改正が多く含まれ、改正部分が非常に多くなっております。このため、今回の条例改正資料といたしまして、1ページから4ページまでの説明資料（その1）といたしまして、主要な改正点の資料を提出させていただきました。この資料により、市民の皆様の特にかかわりがあると思われる主要な改正点につきまして説明させていただきたいと思っております。

なお、5ページから68ページまでは、改正前、改正後を記した資料でございます。奇数ページが改正前、偶数ページが改正後でございます。アンダーラインが改正部分でございます。

それでは、条例改正の背景、改正の説明をさせていただきたいと思います。

条例改正等関係資料の1ページをお開きください。

税制改正、条例改正の背景でございますが、今回の地方税法等の一部を改正する法律の概要は、平成18年度の税制改正におきまして、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への恒久措置として3兆円規模の本格的な税源移譲が実施され、個人住民税においては応益性と偏在度の縮小といった観点を重視し、平成19年度以降の個人住民税の税率は10%と比例税率化、いわゆるフラット化されることとなりました。

この際、所得税と個人住民税との人的控除額の差や、住宅ローン控除により控除される所得金額が減少することにより、納税者の税率設定や個人住民税における減額措置を行うことになりました。

また、個人住民税10%の税率を、県分、市町村分の割り振りに当たっては、国庫補助負担金改革における影響額を基本としつつ、市町村の果たす役割に留意しつつ、市町村分6%、都道府県分4%と設定され、これを基礎に分離課税等の税率改正も行われたというものでございます。

なお、固定資産税については、平成18年度は評価替えの実施により大幅な減収となる見込みであります。固定資産税は市町村財政を支える基幹税であり、その安定的確保が不可欠であり、また、土地に係る固定資産税については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてまいりましたが、依然として負担水準のばらつきが残っている状況となっております。

こうした点を踏まえ、平成18年度から平成20年度までの土地にかかわる固定資産税の税負担の調整措置に関しまして、納税者にわかりやすい簡素な制度に見直しを図ることとし、負担水準が低い土地については課税の均衡化を一層促進する措置を講ずることとされました。

それでは、具体的に説明させていただきます。

1ページをお願いします。

まず、市民税及びたばこ税の主たる改正点でございます。

1つとして、第24条（個人の市民税の非課税の範囲）の改正は、平成18年度分市民税の均等割非課税限度額の改正で、生活保護基準額等の見直しに伴いまして、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を17万6,000円から8,000円減額し、16万8,000円と改正を行ったものです。

2つ目、第34条の3（所得控除）の改正は、平成20年度から損害保険料控除を改組し、地

震等により生じた損失の額をてん補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料または掛金の2分の1（限度額2万5,000円）を総所得金額から控除する地震保険料控除を設けるというものでございます。

3、第34条の3（所得割の税率）の改正でございますが、今回の税制改正において最も重要な改正と思われるので、資料の7ページ、8ページの後段を参照願います。

この改正は、平成19年度以後、実際には19年度の徴収分からでございますけれども、税源移譲に係る個人市民税所得割の税率改正で、応益性、偏在度の縮小といった観点を踏まえまして、所得割の税率について、現行の累進税率方式をフラット化し、税率を一律100分の6、すなわち6%と改正いたすものです。

参考でございますけれども、県民税につきましては、現行700万円以下が2%、700万円を超える部分は3%の税率が、一律4%となります。

資料1ページにお戻りください。

4、第34条の6（調整控除）は、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、新たな控除を創設されたもので、所得税と個人住民税では基礎控除、扶養控除等の人的控除額に差異があるため、同じ収入を有していても、所得税と個人住民税では課税標準に差異が生じます。この差異の部分は、個人住民税のみが課税され、所得税は課税されない部分ということになりますので、単純に増税になってしまいますから、個人住民税において新たな控除を設け、負担増とならないような調整をすることとしたものでございます。

具体的には、ここに書かれておりますように、合計課税所得が200万円以下の場合は、所得税との人的控除の差額と合計課税所得金額の少ない金額の3%を所得割から控除する。200万円を超える場合は、人的控除の差額から合計課税所得金額から200万円を控除した金額を控除した額——これは5万円未満の場合は5万円でございますけれども、その3%を控除するというものでございます。

適用時期につきましては、平成19年度以後でございます。

5、第34条の8（配当割又は株式等譲渡所得割の控除）は、配当割または株式等譲渡所得割の控除において、平成20年度から、配当割額または株式等譲渡所得割額に乗ずる額を、現行の「3分の2」を「5分の3」に改めるものでございます。

6、第95条（たばこ税の税率）及び附則第16条の2（たばこ税の税率の特例）の改正は、たばこ税の税率の改正で、平成18年7月1日より、普通たばこにつきましては、1,000本当た

り2,977円を3,298円（321円の増額）、旧3級品の紙巻たばこにつきましては1,412円を1,580円（152円の増）とするものでございます。

7、附則第5条（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）の改正は、平成18年度より、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を、35万円から3万円減額の32万円に改正するものでございます。

8、附則第7条の3（個人の市民税の住宅借入金等特別控除税額）の改正につきましては、平成20年度から平成28年度に限り、所得税における住宅借入金等控除税額等によって算出した一定の金額につきましては、市民税につきましては5分の3に相当する金額を所得割の額から控除するというものでございます。

次に、固定資産税及び都市計画税の主たる改正点をご説明いたします。

固定資産税につきましては、平成18年度の評価替えに伴いまして、土地に係る平成18年度から平成20年度分の固定資産税の税負担の調整措置については、商業地等の宅地に係る課税標準額の法定上限（評価額の70%）を維持するとともに、負担水準の低い土地については、制度を簡素化し、負担水準の均衡化を講じているものでございます。

負担調整の簡素化、負担水準の低い土地の税負担の均衡化・適正化の具体的な負担調整の措置としまして、従前は負担水準のレベルごとに異なった乗率（負担調整率）、これは旧条例附則第12条にありますけれども、それを前年度課税標準額に乗じる複雑な方式を改め、本年度から本来の評価額の5%を前年度の課税標準額に加える方式となりました。

負担調整措置につきましては、附則第12条（住宅地に対して課する平成18年度から20年度までの固定資産税の特例）の改正にありますよう、商業地の場合ですと、前年度課税標準額が当該年度の価格の60%以上70%以下の場合は、前年度の課税水準額を据え置くというものでございます。

なお、60%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の価格に5%を乗じた額を加えた額を課税標準額として課税するというものでございます。ただし、上限が60%、下限を20%とする措置がとられております。

住宅用地の場合ですと、前年度課税標準額が当該年度の価格に住宅地特例率を乗じた額の80%以上の場合は、前年度の課税標準額を据え置くというものでございます。

なお、80%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の価格に住宅地特例率を乗じた価格に5%を乗じた額を加えた額を課税標準額とし、上限を80%、下限を20%とする措置がとられております。

また、一般農地については、現行と同様となっております。

また、土地に係る都市計画税の負担調整につきましては、固定資産税の改正に伴う所要の改正が、附則22条から附則28条までで行われております。

次は、土地の譲渡等の課税の特例の改正でございまして、附則16条の4の改正は、税率を現行「9%」を「7.2%」に改正するもの。

附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）につきましては、平成19年度から、税率を2,000万円以下の部分については、現行「2.7%」を「2.4%」に、2,000万円を超える部分につきましては、現行「3.4%」を「3.0%」に改正するもの。

次の附則第17条の3（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）につきましては、平成19年度から、税率を6,000万円以下、現行「2.7%」を「2.4%」、6,000万円を超える部分につきましては、現行「3.4%」を「3%」に改正するもの。

13、附則第18条（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）につきましては、平成19年度から、税率を現行「6%」を「5.4%」に改正するもの。

次に、租税条約実施特例法に関する規定の創設でございまして、附則第20条の4（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）でございまして、これはイギリスと条約を結ぶということがありまして、その辺の関係で改正するものでございまして、外国企業から個人に支払われる利子及び配当等の課税に対する規定の法整備でございます。

その他といたしまして、分離課税等に係る都道府県と市町村分の税率等が、税源移譲後の県民税と市民税の割合に合わせまして、税率割合が改正されています。具体的には、株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得等、先物取引等に係る雑所得、肉用牛の売却による農業所得等がございます。

また、本条例改正にはございませんが、定率減税につきましては、平成19年度の市民税から廃止されることになりました。参考といたしましては、平成18年度につきましては所得割の7.5%（上限2万円）でしたが、これが廃止されまして、平成19年度からはなくなることとなります。

以上説明しましたほか、多くの条項の改正がありました。残りの多くは本文改正、法改正による条文整備や申請方法等の改正でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

では、議案件名簿18ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございます。

第1条は施行期日、第2条・第3条は市民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置、第5条は市たばこ税に関する経過措置でございます。施行期日等は改正内容説明時に説明をさせていただいておりますので、附則の説明は省略させていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございましたが、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（山崎智幸君） それでは、専第4号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の23ページ及び説明資料の69ページをお開きください。

当該条例は、消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者または緊急業務に協力した者に係る損害補償並びに災害対策基本法第84条第1項の規定による応急処置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的としております。

当該市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、損害を補償しなければならないと定められていることから、条例が制定されているものであります。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部の改正が平成18年3月27日に公布され、平成18年4月1日より施行されたことに伴い、補償基礎額及び介護補償の額を改正するものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の69ページからさせていただきます。

左側が改正前、右側が改正後、下線が改正部分でございます。今回改正いたしますのは、下田市消防団員等公務災害補償条例第5条の補償基礎額の改正であります。

同条例第5条第2項第2号の改正は、同条例の第2条に規定されております消防作業従事者、救急業務協力者等が消防作業等や救急業務等に協力、従事したことにより死亡、負傷、疾病にかかったり、または消防作業等に従事したことにより疾病もしくは病気等により死亡もしくは障害の状況になった場合の補償基礎額を「9,000円」から「8,800円」に、200円減額するものであります。

次に、同項第3号の改正は、非常勤消防団員等に扶養家族がいる場合の加算の規定であり、

配偶者がいる場合の加算額を「450円」から「433円」に、17円減額するものであります。

次に、第10条の2は、介護補償の規定であり、障害補償年金または疾病障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が常時または随時介護を要する状況にあり、かつ常時または随時介護を受けている場合に、市が介護補償として支給する金額の改正で、第2項第1号は、常時介護を要する場合において介護費用を支出している者への支給限度額を「10万4,970円」から「10万4,090円」にして380円の減額に、同項第2号の改正は、常時介護を要する場合で、その介護を親族またはこれに準ずる者により介護を受けた場合の支給限度額を「5万6,950円」から「5万6,710円」にして240円の減額に、同項第3号の改正は、随時介護を要する場合において、介護費用を支出している者への支給限度額を「5万2,490円」から「5万2,300円」にして190円の減額に、同項第4号の改正は、随時介護を要する場合で、その介護を親族またはこれに準ずる者により介護を受けた場合の支給限度額を「2万8,480円」から「2万8,360円」にして120円の減額に改めるものであります。

次に、第5条別表第1の補償基礎額の表の改正であり、非常勤消防団員の階級及び勤続年数に応じての改正であり、団長及び副団長は「40円」から「70円」、分団長及び副分団長は「70円」から「140円」、部長、班長及び団員は「140円」から「200円」の範囲で減額され、改正後の表のとおりになるものであります。

次に、議案の24ページをお開きください。

これは、条例改正の附則でございます。

第1項は、この条例は、平成18年4月1日から施行する。というものであります。

第2項は、今回改正されました支給額の取り扱いに関する経過措置の規定であります。

なお、現在、この条例に基づきまして損害補償を受けている方は、遺族補償年金の受給者が1名おりますが、今回の改正により、年間3万9,300円の減額になります。なお、この年金は、消防団員等公務災害補償共済基金より全額支払われるものであります。

以上で、専第4号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、続きまして、専第5号から第7号までの3件の専決予算につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました補正予算は、平成18年3月31日専決の平成17年度下田市一般会計補正予算（第10号）、平成17年度下田市国民健康保

険事業特別会計補正予算（第5号）及び平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の3件でございます。

それでは最初に、専第5号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第10号）でございますが、浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要書をご用意ください。

補正予算の理由でございますが、歳入につきましては、予算書の2ページから4ページに記載してございますが、市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等の交付額確定に伴う増減補正及び国・県支出金の確定に伴う増減補正、財産収入、繰入金、諸収入、市債の増減補正等によるものでございます。

一方、歳出につきましては、5ページから6ページに記載してございますが、総務費から公債費までの事業の精算に伴う増減補正及び財源調整に伴う予備費の増額補正の予算措置をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,641万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億762万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料によりましてご説明させていただきます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、7ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正変更は3件で、まず新電算用クライアントサーバーシステム機器リース料は、平成17年度新たに債務負担行為を設定したもので、契約に伴い金額の変更が生じたため変更し、期間には変更ございませんが、限度額において事業予定額4,321万円を4,148万7,000円に172万3,000円減額し、平成17年度予算計上額183万1,000円を180万円に減額し、18年度以降の支払額4,137万9,000円を3,968万7,000円に169万2,000円減額するものがあります。

続いて、小口資金利子補給補助金及び経済変動対策特別資金利子補給補助金は、平成17年度において融資利率2.5%以上の事例がなかったため、債務を取りやめるものでございます。

次に、第3条地方債の補正でございますが、8ページをお開きください。

第3表地方債の補正変更につきましては、県単道路整備事業ほか2件の事業につきまして、起債取り扱いの変更に伴い起債対象とならなくなったための変更でございます。これは、当

初、財政健全化債の拡大分として起債充当を予定しておりましたが、拡大分の充当は深刻な財政状況にある地方公共団体に対する弾力的な対応としての中途事業の拡大であり、深刻な財政状況とは、でき得る財政措置をすべて行い、それでも収支が赤字となる場合ということで、下田市の場合、基金の充当が可能と判断され、不許可となったものであります。これにより、関係事業の財源内訳の変更をさせていただいております。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、予算説明資料によりご説明いたしますので、補正予算の概要の1ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、総務課（現企画財政課）関係といたしましては、主なものは2款2項1目自動車重量譲与税は12万2,000円の追加補正、2款3項1目地方道路譲与税は113万4,000円の追加補正、3款1項1目利子割交付金は275万8,000円の追加補正、4款1項1目配当割交付金は162万5,000円の追加補正、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は884万3,000円の追加補正、6款1項1目地方消費税交付金は560万7,000円の追加補正、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は80万4,000円の追加補正、9款1項1目自動車取得税交付金は371万5,000円の減額補正、11款1項1目地方交付税は特別交付税で5,601万7,000円の追加補正、12款1項1目交通安全対策特別交付金、現市民課所管は10万5,000円の追加補正で、それぞれの交付額決定による増減補正であります。

次に、17款1項1目財産貸付収入は169万6,000円の減額で、市有地の貸付収入で現年度分で81万円の減額、過年度分で88万6,000円の減額であります。

続いて、22款1項3目土木債は3,730万円の減額で、地方債の説明で申し上げたとおり、当初予定していた財政健全化債拡大分の発行が不許可となったことによるものであります。

次に、2ページ、市長公室（現企画財政課）関係といたしましては、16款2項1目総務費県補助金は1万2,000円の減額で、事業費の確定に伴うものであります。

続いて、21款4項2目電算処理委託料の38万6,000円の減額は、南伊豆町負担分の確定による減額であります。

続いて、税務課関係では、1款1項1目個人市民税滞納繰越分210万円の増額、1款1項2目法人市民税滞納繰越分70万円の減額、1款2項1目固定資産税1,550万円の減額、1款5項1目特別土地保有税滞納繰越分640万円の増額、3ページ、1款6項1目入湯税滞納繰越分700万円の増額、1款7項1目都市計画税200万円の減額、21款1項1目延滞金950万円の増額は、それぞれ決算見込みに伴う増減補正であります。

続いて、健康福祉課（現福祉事務所）関係では、19款2項1目基金繰入金は100万円の減

額で、それぞれほのぼの福祉基金充当事業の実績に伴う変更であり、社会福祉総務事務に53万1,000円、ことぶきバス回数券助成に23万円を充当することによる財源内訳の変更をさせていただきます。

21款5項5目雑入139万1,000円の追加で、保護費の返還金であります。

続いて、福祉係（現福祉事務所）関係では、15款1項1目民生費国庫負担金の111万5,000円の減額、4ページ、15款2項1目民生費国庫補助金の116万5,000円の減額、16款2項2目民生費県補助金の108万1,000円の減額は、それぞれ入所者・利用者数の実績に伴う減額であります。

続いて、子育て支援係（現福祉事務所）関係では、16款2項2目の2万7,000円の減額で、放課後児童対策実施事業実績に伴う補助金の減であります。これにより、財源内訳の変更をさせていただきます。

続いて、健康づくり係（現健康増進課）関係では、15款1項2目衛生費国庫負担金の68万3,000円の減額は、交付額確定に伴う減額であります。これにより、老人保健事業の財源内訳の変更をさせていただきます。

続いて、5ページ、農林水産課（現産業振興課）関係では、16款2項4目農林水産業県補助金の3万6,000円の減額補正は事業実績に伴う減額、17款2項1目不動産売払収入の27万6,000円の減額は上大沢市営造林の立木売却で、実績に伴う減額であります。

続いて、建設課関係では、16款2項5目土木費県補助金は30万円の減額で、事業実績に伴う減額であります。

次に、6ページの歳出補正でございますが、まず総務課（現市民課）関係では、10款4項1目単独消防施設災害復旧事業の9万2,000円の減額は、8月25日の台風第11号により被災した原田消防詰所修繕の精算によるもの、現企画財政課の11款1項1目1借入金利子は50万円の減額で、実績に伴う不用額であります。

12款1項1目一般会計予備費は、歳入歳出補正額として5,541万2,000円の追加で、補正後の額は8,315万8,000円となるものでございます。

続いて、市長公室（現企画財政課）関係では、2款1項7目地域振興事業29万2,000円の減額、2款1項7目広域行政推進事業2万4,000円の減額、2款1項7目日露修好150周年記念事業補助金8万7,000円の減額は、事業精算に伴う不用額であります。

2款1項13目振興公社推進事業補助金160万円の減額は振興公社人件費の確定に伴う不用額、2款9項1目電算業務112万1,000円の減額は財務会計端末の整備に伴う回線使用料の不

用額、同じく 2 款 9 項 1 目電算処理事業55万2,000円の減額、新電算システム構築事業201万5,000円の減額は、それぞれ事業精算に伴う不用額であります。

続いて、健康福祉課（現福祉事務所）関係では、3 款 2 項 4 目在宅ねたきり老人等介護手当支給事業39万4,000円の減額、3 款 2 項 5 目高齢者保健福祉計画推進事業76万7,000円の減額は、それぞれ決算見込みによる不用額であります。

続いて、福祉係（現福祉事務所）関係では、3 款 1 項 2 目在宅身体障害者援護事業100万円の減額から 7 ページ、3 款 3 項 6 目母子家庭等援護事業の80万円の減額までは、それぞれ決算見込みによる不用額であります。

続いて、観光商工課（現産業振興課）、6 款 1 項 2 目中小企業金融対策事業 6 万9,000円の減額と 6 款 1 項 4 目勤労者対策事業 3 万9,000円の減額は、それぞれ事業精算に伴う不用額であります。

続いて、農林水産課（現産業振興課）関係では、5 款 1 項 5 目の農業施設維持管理事業43万4,000円の減額は箕作用水路補修工事に伴う測量委託費の不用額、5 款 3 項 1 目松くい虫防除事業 6 万9,000円、5 款 3 項 2 目市営分収林事業11万円の減額は、それぞれ事業精算に伴う不用額であります。

10款 1 項 8 目単独水産施設災害復旧事業の吉佐美漁港復旧工事は 7 月26日の台風第 7 号による被災の復旧工事、白浜漁港復旧工事は 8 月25日の台風第11号による被災の復旧工事の工事精算不用額であります。

続いて、建設課関係では、7 款 7 項 2 目住宅改修建替支援事業30万円の減額は利用者の減に伴うもの、10款 4 項 1 目単独都市公園施設災害復旧事業15万8,000円の減額は 8 月25日の台風第11号による被災復旧工事の精算不用額であります。

続いて、8 ページ、教育委員会学校教育課関係の 9 款 2 項 2 目小学校教育振興事業279万2,000円の減額から 9 款 3 項 2 目生徒援護事業175万円までの減額は、それぞれ事業の精算に伴う不用額であります。

以上で、専第 5 号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、専第 6 号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の47ページをお開きください。

まず、第 1 条の歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ1,292万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,633万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明をさせていただきます。説明資料の9ページをお開きください。

まず、歳入の補正でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は2,080万円の減額で、現年課税分及び滞納繰越分、それぞれ収納実績の影響によるもので、これにより歳出の介護納付金の財源内訳が一般財源に変更されております。

1款2項1目退職被保険者等国民健康保険税は800万円の増額で、調定の増によるものであります。

6款1項1目共同事業交付金の2,572万7,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。これにより、歳出の一般被保険者高額医療費支給事務の特定財源として、財源内訳の変更がなされております。

続いて、10ページ、歳出であります。10款1項1目国民健康保険予備費は1,292万7,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、専第6号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、専第7号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の57ページをお開きください。

第1条の歳出予算の款項の内容につきましては、後ほど説明資料にて説明させていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、補正予算書の59ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正変更は、新電算用クライアント機器リース料で、平成17年度新規に債務負担行為を設定したもので、契約に伴い金額の変更が生じたため変更し、期間には変更ございませんが、限度額において事業予定額60万円を41万2,000円に18万8,000円減額いたしました。さらに、17年度予算計上額を6万円から8,000円に5万2,000円減額し、18年度以降の支出予定額54万円を40万4,000円に13万6,000円減額するものであります。

それでは、歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算の概要の11ページをお開きください。

歳出であります。1款1項1目下水道総務事務は、先ほど債務負担行為の補正で申し上

げた新電算用クライアント機器リース料の契約差金17年度分5万2,000円を減額するもの
あります。

続いて、4款1項1目下水道予備費は5万2,000円の追加で、予算調整額であります。

以上で、平成18年3月31日付にて専決させていただいた専第5号から専第7号までの3件
の専決予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 専第3号から専第7号までの当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 幾つか質問をさせていただきます。

最初の質問は、私が昨年6月の定例議会における一般質問において、条例を専決処分にするには慎重に行わなければならないという質問をいたしました。専決処分をするには、法定事由に該当するか、議会が議決をもって長に委任したときにできることになっております。下田市議会では、条例はほとんど委員会へ付託し、委員会で慎重な審議をすることになっております。したがって、専決処分をすることによって、委員会での審議が実質的にできなくなるのであります。

このときの答弁の中に、施行日が4月1日であり、長においては議会を招集する暇がないと、このような判断で専決にしたというような答弁があり、私の方では、しかしながら、4月1日以降7月、来年あるいは再来年に施行日があるものについては専決にすることなく、議会で堂々と議決案件として出すべきではないかというようなことを申し、お願いをしました。当時の課長のご回答では、「ただ、ご指摘のとおり、内容によりましては施行日が多少と違いましょうか、違いますし、市民にとってはそういう意味では負担増、あるいは生活にそれで直結したような改正内容がございますので、法の施行日との関連と議会開催、あるいは場合によっては臨時議会の招集、そういうことでの処理も今後は検討する必要があるのかなというふうには理解しております。」。

今回の税の施行日を見ますと、4月1日ばかりではなく、19年それから20年の施行日になっているものがあります。このようなものは専決処分することなく、6月議会で堂々議案として説明をし、委員会審議を経た上で決定すべきではないかと思いますが、いかがお考えなのか、ご質問いたします。

2つ目は、補正予算の歳入を見ますと、特例交付金で5,500万円ですが、予定にない収入が5,601万7,000円、予定してなかった交付税がおりたということで慶賀にたえないのであり

ますが、予算の組み方、当初予算において、特に今回は予算が組めないということで、職員の給与の約10%カットを行ったわけでありましたが、補正で3カ月後には5,600万円の収入がありましたというのも、いかがなものかという気がいたします。そのところのお考えをひとつお聞きしたい。

5,600万円の収入に対して、市債の借り入れを3,730万円やめたというのは前向きなところで、いいのかなとは感じております。歳入において、固定資産税で1,550万円、都市計画税で200万円、補正で減額しております。いわば、もうこの税金は取れませんよという形で1,750万円が計上されたわけですが、これの内訳、何名分で、どのような理由においてこの市税の固定資産税、都市計画税の徴収を放棄したのか、お尋ねいたします。

さらには、諸収入の中で、延滞金で950万円の増になっております。税及び税外収入が当初の1,000万円に対して、さらに950万円入るよという、いいお話なのでありましようが、この950万円の明細、内訳についてご説明をお願いいたします。

以上の点の回答をお願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 前後しますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（土屋徳幸君） 補正予算の方の関係をまずご説明をさせていただきます。

まず、現企画財政課の所管の中の特に特別交付税の5,601万7,000円の追加補正について、当初予算からある程度の算定ができたのではないかと。後で追加補正ということで、非常に喜ばしいことであるけれども、当初予算の中でその見込み分はある程度は推測でき、それを計上した上で対応した結果であれば納得できるけれども、このような5,000万円を超えるような追加補正がありながら、職員の給与10%カットというような論議につながっているのはいかがなものかというご趣旨だと思います。

確かに、そういった意味でいえば、結果論からすれば約5,000万円を超える余剰財源といえますか、追加財源が見込まれたということにはなりますけれども、ご承知のとおり、地方交付税の中の特に今回増えた要因というのは、特別交付税であります。普通交付税については、一定の算定基礎に基づいて推算定はできますけれども、特別交付税については、全国の各市の特例な事情によって、いわゆる交付税特会の中で特別に財源措置をされている中で国の配当が決まるものでございます。

それで、昨年においては、かなり大雪による雪害等が各地にございまして、それらに対す

る補てんとか、合併等の推進に伴います特別交付税の配当等も予測されまして、我々としては、いわゆる例年どおりの規模の交付税の見込みは非常に厳しいではないかというような推測もしておりました。

理論的に申し上げますと、予算編成のあり方というものは、議員十分ご承知だと思いますが、歳入予算につきましては、いわゆる推定予算といいますか、今申し上げたような形のある程度推計された予算の範囲内でやっております。法の基準からいきますと、具体的には地財法の第3条の第2項、予算編成という欄がございますけれども、その中で、特に歳入については、「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕捉し、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」という規定がございます。

先ほど言ったように、特別交付税というのは、そういった意味での資料に基づいてとか、後段の「経済の現実に即応して」という部分は、当時の大雪の問題だとか合併の問題はある程度推測できるという部分はありますけれども、逆に、算定根拠となる資料で正確に財源を捕捉するという事は非常に困難な性格のものもございます。そういった意味で、ある程度結果を待たないとなかなか算定できないというような性格もありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） では、お答えいたします。

伊藤議員が去年の6月、そういう質問があったということは認識をしております。今回の条例改正を専決にしたという理由でございますけれども、まず、先ほど伊藤議員が言いましたように、今回の条例につきましては、固定資産税及び都市計画税と市民税の一部については18年4月1日からという適用、あと多くは19年度、これは市民税の税源移譲の関係、それとあと、それにかかります土地の譲渡等については20年度とか、そういうものがあります。

これにつきまして、どうしようかということがあったそうですけれども、現実的にはこれだけの条例ともう一つ、地方税法に準じて下田市の条例はつくられていると。言うなら、ほとんど標準税率を使っておりますよと、特例の税率は使っていないということと。また、今回も分けてやった市もあるそうです。固定資産税とか、そういう緊急のものだけは専決にして、あとのものは条例化という、6月議会等に出したということがありましようけれども、現実において当市におきましては、これをちょっと標準の条例等を直すいとまがなかったと

いえば、そう言うてはいけないと思うんですけれども、現実的にはそういう観点から、言うなら標準条例どおりに専決させていただいたということ、苦しい答弁ですけれども、そういうことです。

それとまた、補正の関係でございますけれども、まず固定資産税と都市計画税につきましては、これは予算化なり減額されておりますけれども、これにつきまして、特に都市計画税につきましては、徴収率等は前年度より上がっております。もう3月時点でも徴収率は上がっているということはわかっていましたけれども、現実において、予算に決めました徴収率まではいかないよということで、全収入額と予算との差異がこのぐらい出るよということで、専決で予算に合わせたということです。

それとあと、延滞金につきましては、先ほどの歳入の税の方で見てもらえばわかりますように、土地保有税、入湯税について滞納繰越分が増えております。これは、予算に対して増えたということでございます。特に、土地保有税につきましては、言うなら、会社更生法とかいろんな関係で配当があったということで、入湯税につきましては納付誓約ということで滞納分も誓約させていただきましたので、それを含んで入ってきたということです。それに伴いまして、過年度分を徴収する前には必ず延滞金がありますので、その延滞金が入ってきたということで、予算とかなりかけ離れた補正ということですが、現実的にはこれも入ってきたお金を予算と合わせたと、調整したということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） まず、答弁の順番でいきますと、予算の組み方、この2段階予算、これについては議論のあるところだと思います。ただ、一般的に言えば、行財政改革を進める上では、当初厳しい予算でもって臨むという意味においてはかなり有効な手段ではあると考えますが、一方では、金がない、金がないということで、あらゆる政策が打ち切り、そして給与もまたカットというような現状を見ますと、一概にこういう形で未確定な収入を後回しにしていくということがいいのか、悪いのか、今後議論を深めていく必要があるのではないかと思います。

それから、条例の専決処分ですが、これまでもこういう形で専決をやってきたわけですが、やはり条例は議会の議決をもって成立させるべきものであります。今後は、施行日が10月1日以降あるいは翌年以降であるものについては専決することなく、議会に議案として提出し、委員会審議を経てその議決を得る、こういう手続を踏んでいただきたいとお願い

申し上げます。

そして、固定資産税、都市計画税なんですけど、予算に合わせたということなんですけど、何を予算に合わせたのかがよくわからない。現実には、もう徴収率が下がった、あるいはもう取れない人が出て、合わせたのかね。そこのところがはっきりしないので、その辺、徴収率が落ちたので減額したのか、あるいは倒産、あるいは破産した人間が出たので減額したのか、その辺もう少し詳しい説明をお願いします。

それから、税の方でも950万円増額させておるのでありますが、ここも現実には取れたと。取れないはずの予定のものが取れたということなんですか。取れた場合には、何件分でこの金額にいったのか、もう少しわかりやすい、詳しい説明をお願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） まず、条例の件でございますけれども、これを肝に銘じまして、来年また税制改正、小さいと思いますけどあると思いますので、そのときは十分検討させていただきます。

それと、固定資産税の関係でございますけれども、一応平成16年度の徴収率というのは92.9%でございました。そして、17年度につきましては3月時点で、それから4、5を計算しますと、大体93.4%ぐらいになるという予測で収入を見込み、それと予算額と合わせたということございまして、徴収率が減ったから落としたということではございません。ですから、この補正後の15億6,780万円は確保されております。

〔発言する者あり〕

○税務課長（村嶋 基君） だから、言いましたように、予算上の徴収率、調定額は賦課で決まっておりますから、あとこれは税の徴収額でございますので、言うならば、予算の見込みが94%で見込んであったと。だから、どれが落ちたというわけではございません。それで、言うならば、全体的には上がったけれども、予算の見込み、目標額に達しなかったということでございます。

〔発言する者あり〕

○税務課長（村嶋 基君） 3月31日で専決した予算でございますので、4、5の見込みを含んで……

〔発言する者あり〕

○税務課長（村嶋 基君） 延滞金については、細かい資料というのは持っておりませんが、やはり延滞金というのは、1年間徴収してきて、いろんな段階で入ってきます。それ

で、最終的にこの分が入ったということで、予算がそれに伴って、9月、12月、3月と補正をしていなかったということだと思います。現実的には、今の特別保有税と入湯税のことと同じ理由になると思います。

詳しくにつきましては、ちょっと私手元に持っておりませんし、どこが延滞金というのは余り言えませんので、それだけのご容赦願いたいと思います。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） 一、二点お伺いしたいと思いますが、1つは、資料の条例改正でございますが、所得割の税率を一律10%にするということがさらに説明されているわけでございます。施行は来年度からだとして、こういうことではございますが、いわゆる現行の税率は、市民の中の所得の低い人には低い税率で税金を納めていただく。所得のある人については、10%以上の高い税率でかけていただくという、いわゆる累進的な課税体系であって、ある程度低所得者に、あるいは所得の高い人ということについての税率の差を設けてきたわけです。これが、今回一律に10%ということになりますと、低所得者に対する負担、要するに強い増税になり、お金持ちに対しては大変な減税になるという、極めて地方自治体にも格差社会を持ち込む結果になるのではないのかというふうに思うものでございます。

そこで、下田市の実情からいって、来年度以降、現行の所得の状況に応じて、どういう人たちがどの程度増税になり、どういう人たちがどの程度減税になるのか。この点は、やはりはっきりさせていただきたいと思います。やはり、単純に地方税法が変わったから、それに基づいて、みんな住民に、市民にそれを賦課すると、こういうことであってはやはりいけないと思いますものですから、実態を明確にした上で、市政の現状というものを市民に批判的に検討していただくということが必要ではないかと。そういう点で、来年度以降の一律10%における市民への波及、負担の増減というのはどうなるのか、これが質問の第1点目でございます。

第2点目は、専決された中で、予算の問題でございますが、伊藤議員も指摘されましたが、現計の予算、要するに予算で定めた額を満たすことができなかった。これは、今までに余りない結果であります。少なくとも、これまでの石井市政のやり方は、安全圏、これだけはかならず取れるよというようなことでもって、徴収率を低く抑えて、そして税額、予算に定めた額は確保するという、こういう形ではございますが、いみじくも今回、平成17年度の最終段階で、市税の中でもかなり重要な位置を占める固定資産税において、予算に定めた金額までい

かなかったという、この点に対する執行者としての責任というのが出てきているんじゃないのか。予算に定めた目標に至らなかったと、この点はやはり一言あってしかるべきではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

2点目に、聞いておりまして、市有地の貸付収入においてかなりの減額をしていると。この減額の理由については、これまたさらりと流してありますが、これまた予算に定めた市有地の貸付収入が、何かの事情でそれを取らないというふうなことになるのかどうなのか。この貸付収入の減額というものは、内容はどのような内容であるか、2点目にお伺いします。

3点目に、国民健康保険税の減額の補正の専決予算が説明されました。去年は、市民に対して大幅な国民健康保険税の税率の増税をお願いしたわけです。増税をして、そして大変な増税で、市民にとって、国民健康保険税の負担の大きさについては、市民から大きな不満の声も出ていたと思います。そういう点で、今回のこの国民健康保険税の平成17年度の減額という、要するに見込額よりも少なかったという、この点については過大なですね、重過ぎる税率をかけた結果なのか、それともどういう事情なのか、お伺いします。

加えて、国民健康保険税の徴収率と現在の補正で専決予算に伴うところの徴収率ほどの程度なのか、お伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） では、税務課の方から、質問に答えさせていただきます。

今回の税率改正、言うならば、今まで条例上3、8、10、12が特例で10になっておりますので10です。それが6になるということですから、現実的に一目で見れば、3の人が6になると、倍になります。それで、8の人が6になるもので、ここが減るよということで、歴然と200万円以下の人が増えるということで、住民税ですね。ただ、今回の条例改正のもとになります法律については、所得税の税源移譲でございますので、所得税の方が低い人たちにつきましては、今まで10%が5%になっているということで、所得税と住民税と納める税額是一緒というのが今回の法律改正でございます。

それで、市民税だけ見てみますと、今、18年度、この間皆さんのところにお送りしました中で見ますと、大体18年度の課税額から積算しますと、1億四、五千万円増えるということでございます。特に200万円までの人と200万円を少し超えた人については、ちょっと額的には積算されておられませんけれども、かなりの額になると。それで、特に前年度の税制改正等によりまして、老年者の関係の控除と公的年金者の関係がかなり厳しくなりまして、今、うちの方にもかなり電話がかかっておりますけれども、公的年金者で65歳以上の方は、言う

ならば何倍という税額が今年かかっております。それで計算されますので、その人たちは大体125万円を超えた人たちが多くですので、その人たちについては来年以降かなりの負担になると、所得税が減るということがございますけれども、市民税については増えるということもございます、全体と見て、今年の課税標準額から見ますと1億四、五千万円増えるということもございます、一番多く負担を願うのは200万円以下、200万円から300万円の人たちというのは、私たちの方も計算しております。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） では、市有地の貸し付けの件でございますが、今、市有地として約106件ほど貸し付けてございます。その中で、長期貸し付け（3年の貸し付け）、短期（一時期な貸し付け）ということで1年の貸し付けがございます。面積でいきますと、約145万ぐらいの面積を貸し付けているわけでございますが、当初の予算の中で、約1,436万8,000円の当初予算を計上をいたしてございます。

その中で、現年度分が1,346万8,000円、過年度分で約90万円ほど予算計上ということでございますが、中に滞納されている方が4件ほどございます。特にその中に、あるホテル観光業者について、非常に現在、会社更生法という中でされておりますのが300万円近い額があるということで、それを含めた中で、17年度を精査をしたところ、169万6,000円ほど全体の中で取るものが取らないという中で、今回その額を減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） 失礼しました。一緒に答弁すればよかったんですけども、国保税の平成17年度の徴収率ですね。今現在、もう決算が終わりましたので、90.6%となっております。それで、先ほどちょっと答弁し忘れちゃったけれども、言うならば税源移譲の関係で、500万円の給与収入の人たち、平均給与というのは四百四、五十万円ということもございます、その人たちに課税しますと、大体6万円ぐらいの税源移譲がされるという結果、言うならば所得税が6万円ぐらい減りまして、市県民税が6万円ぐらい増えるという試算が出ております。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） ただいま税務課長が説明されたように、今回のこの専決によりまして、来年度以降、とりわけ65歳以上の年金生活者、あるいは200万円、300万円の低所得の市民に対して、現行の市税のですね、市民税の倍の課税をするという、これは極めて大変な、

低所得者に対する重税になるわけです。一方、税が500万円とか600万円とか700万円、1,000万円という高額所得のある人には、大体30%まで、二十五、六%の減額になるという、こういう結果になるわけです。これは、長年の不況にあえぐ下田市の市民に対するダブルパンチになるんじゃないのかと。加えて、国民健康保険税が大幅に引き上げられて、これまた県下一の高い税金を市民にかけているという、こういう問題について専決をしてさらりと流してしまうという、ここに今の市政の実情があるように思うわけです。

これは、軽々にこういうようなことを承認するとか、しないとかというふうなものじゃなくて、そういうふうなことに對する市政は、もっと市民への理解等々をきちっとした上で進めていかないと、ますます市政あるいは市役所に対する信用を失ってしまう結果になるのではないのかというふうに思うわけです。そういう点で、こういう現実に恐らく市民税を納めている人、1万人近くの人たちが大幅な税の引き上げ、7,000世帯の人たちが国保税の大幅な増税にあえいでいるという、こういう実態があるわけでございます。この点が明確になったと思うんです。

そこで、やはり、こういう問題に対する市民合意を抜きにして、こういうことをやっていくということはいかかなものかと思うわけですが、いかがでしょうか。

もう一つ、国保税が90%、値上げをしまして、今度は約10%、約1億円以上の国保税がまた滞納になるわけです。そうすると、これは国保の抜本的な改革をしない限り、医療費を賄うための増税をする。そうすると、増税すると約10%は取れない。そうすると、取れない10%の分を残りの90%、要するにまじめに払っている人がその10%分を自分たちがかぶって出すという、悪循環になっているわけです。こういうことについて、やはり根本的な対策を考えるべきではないでしょうか。

お伺いしますが、平成17年度からの国保税の平成18年度に繰り越される滞納額は幾らになりますか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） では、国保税につきまして、平成17年度から18年度に繰り越される額でございますけれども、4億1,041万9,000円ほどでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 6月議会に提案されました平成17年度の3月31日に専決処分された3件のうち、とりわけ市民税の賦課徴収条例につきまして反対であります。

反対の理由は、質疑の中で明らかにしましたとおり、今回の改正の最大の問題点は、市民税の税率を平成19年度から一律10%にするという内容であります。これは、これまでの低所得者に対する税率の倍以上に当たり、大変な市民に対する負担になるわけです。一方、500万円、1,000万円の高額の所得者には大幅な減税になるという、低所得者に対する増税、そして高額所得者に対する減税という、極めて非民主主義的なこの条例になってまいります。こういう点は撤回し、さらにこれを検討し直す、これが大事だと思います。

以上の観点から、反対でございます。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前 11 時 20 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第 41 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第41号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○助役（渡辺 優君） それでは、議第41号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、下田市固定資産評価員の選任に関する件でございますが、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。この地方税法の規定は、「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。」という規定になっております。

選任をする者でございますが、下田市西本郷二丁目1番16号、村嶋 基、生年月日は昭和23年1月17日生まれで、現在58歳でございます。

次に、提案理由でございますが、固定資産評価員は、従来より固定資産評価の担当課であります税務課長が兼務として行ってきたわけでございますが、本年4月1日の人事異動に伴いまして税務課長がかわりましたので、これによりまして固定資産評価員の選任がえを行うというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第41号 下田市固定資産評価員の選任についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第42号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第42号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○助役（渡辺 優君） それでは、議第42号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、下田市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございまして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。この地方税法の規定は、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」というものでございます。

本市の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3地区に分けまして、それぞれの地区より1名ずつ、計3名の方に委員としてお願いをしているところでございます。そのうち、現在、旧下田地区と朝日地区より選任をされております杉江 寛委員が、この6月29日で任期満了となりますので、新たに委員の選任をお願いするというものでございます。

今回、選任の同意をお願いしたい加藤洋之さんは、昭和19年6月5日生まれで、現在

62歳でございます、住所は下田市吉佐美1591番地でございます。

加藤さんは、元市役所の職員でございます、平成16年3月、下田市議会事務局の局長を最後に退職されました。平成4年4月より平成7年3月までの3年間、税務課長補佐兼資産税係長に就任され、固定資産の評価につきましても数多くの経験を積んでいる方でございます。

以上によりまして、固定資産評価審査委員会の委員といたしましては適任者でございますので、ぜひとも皆様のご同意をいただきますよう、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第43号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第43号 指定金融機関の指定についてを議題と

いたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○出納室長（森 廣幸君） それでは、議第43号 指定金融機関の指定につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして、次の金融機関を指定し、下田市の収納及び支払いの事務を取り扱わせるとするものでございます。

指定金融機関の名称及び所在地でございますが、名称は株式会社静岡中央銀行であります。所在地は、静岡県沼津市大手町4丁目76番地でございます。

指定の期間でございますが、平成18年7月1日から平成20年6月30日まででございます。

なお、提案の理由でございますが、現在、指定金融機関としております駿河銀行が平成18年6月30日をもって指定の期間が満了となりますもので、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの2年間、株式会社静岡中央銀行を指定金融機関として指定するものでございます。

なお、条例関係等の説明資料73ページから74ページにかけまして、これまでの指定金融機関の指定状況について、資料として添付させていただいておりますもので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第43号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） それでは、議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の28ページと説明資料の75ページをお開きいただきたいと思います。

議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて。

静岡県知事から公有水面埋立法第3条第1項の規定により須崎漁港区域内公有水面埋立てについて意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し述べることについて、同法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公有水面埋立法第3条第1項の規定でございますが、出願事項の縦覧等で、県知事は、埋立免許の出願があったときは、遅滞なくその事件の要領を告示するとともに、書面及び関係の図書をその告示の日より起算し3週間縦覧に供し、その期限を定めて市町村長の意見を徴するというものでございます。

記。

- 1、位置でございますが、下田市須崎字西ケ岡1799番地の1の地先の公有水面でございます。
- 2、目的といたしましては、須崎漁港施設用地（岸壁施設）でございます。
- 3、埋立面積につきましては、1,104.81平方メートルでございます。
- 4、区域でございますが、次の29ページであります別紙をお開きください。

区域につきましては、次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ平成15年3月18日付水漁第526号の竣功認可に係る埋め立ての埋め立て区域と公有水面との境界線、平成17年度の春分の日の満潮位（D. L. プラス1.69メートルにより決定）、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和49年10月3日付漁第186-2号の竣功認可に係る埋め立ての埋め立て区域と公有水面との境界線（D. L. プラス1.69メートルにより決定）及び①の地点と⑤の地点を結ぶ昭和49年10月3日付漁第186-2号の竣功認可に係る埋め立ての埋め立て区域と公有水面との境界線（D. L. プラス1.69メートルにより決定）により囲まれた区域でございます。

①の地点につきましては、須崎恵比須島指向灯（北緯34度39分06秒、東経138度57分54秒）から17度33分22秒、421.24メートルの地点でございます。

②の地点につきましては、①の地点から91度49分40秒、11.40メートルの地点でございます。

③の地点につきましては、②の地点から1度49分40秒、80メートルの地点でございます。

④の地点につきましては、③の地点から271度49分40秒、19.61メートルの地点ございま

す。

⑤の地点につきましては、④の地点から171度55分38秒、47.77メートルの地点でございます。

注釈でございますが、須崎恵比須島指向灯の位置は、世界測地系の経緯度というものでございます。

ただいま読みましたものは、説明資料の75ページにあります丸の番号を順次結んでいったものでございます。

でき上がりににつきましては、平成15年度に完成しております岸壁施設がさらに80メートル延長されるものでございます。

提案理由でございますが、28ページに戻っていただきまして、須崎漁港水産基盤整備事業に伴う岸壁施設を建設するためというものでございます。

以上、雑駁でございますが、議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第44号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

◎議第45号及び議第46号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについて、議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについて及び議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括してご説明申し上げます。

なお、河津町との相互利用に係る関係施設の使用料金対象表を自席に配付させていただきましたので、ご参照願います。

それでは、まず議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについて
をご説明いたします。

議案件名簿の30ページをお開きください。

地方自治法第244条の3第2項の規定により、下田市は河津町と協議の上、下記の協定条件によって河津町の公の施設の一部を下田市住民の使用に供させるものとするというもので、提案理由といたしましては、河津町との公の施設の相互利用を行うに当たり協議するため、平成13年度の南伊豆町との協定に続き、このたび河津町とも同様に公の施設の相互利用を実施することにより、下田市と河津町との広域行政の推進と公の施設の有効利用の促進を図るため協定を締結したく、地方自治法第244条の3第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

協定条件ですが、対象者数としては、1として、下田市の施設は、敷根プールを除いた下田市都市公園有料公園施設、下田市民文化会館、下田市農村体験宿泊施設、下田市外ヶ岡交流拠点施設、下田市民スポーツセンターで、河津町の施設としては踊り子温泉会館、サンシップ今井浜であります。

2の施設使用料及び使用条件等は、下田市及び河津町の住民は同一の条件とするもので、別途配付させていただいた使用料金対象表のとおりであります。

3は、利用者の条例等の遵守規定であり、それぞれの施設利用条件の遵守を義務づけたものであります。

4は、この協定に定めるもののほか、必要事項は施設ごとに定めるとしたものであります。

5は、この協定の発効日を平成18年9月1日からとしたものであります。

以上で、議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについての説明を終わらせていただきます。

続いて、議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿は31ページをお開きください。条例改正関係等説明資料は77ページで、左側が改正前、右側が改正後、下線部分を改正したいためのものであります。

それでは、恐れ入りますが、31ページの本文に戻っていただきまして、河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとするというもので、提案理由といたしましては、広域行政を積極的に推進するため、河津町との公の施設の相互利用を行い、河津町民と下田市民が同額の使用料及び同一の条件で相互の施設を利

用できるようにするため、条文整備を行うというものであります。

続いて、32ページの改正内容は、第1条（下田市都市公園条例の一部改正）は、第8条の敷根公園健康広場使用料を定めた別表第2の2、表備考1、市内規定で、「又は南伊豆町」を「、南伊豆町又は河津町」に改正し、河津町の住民も下田市民と同等の料金で使用できるものとするというものであります。

第2条（下田市民文化会館条例の一部改正）は、第7条の使用減免規定において、1号中「若しくは南伊豆町」を「、南伊豆町若しくは河津町」に改め、「若しくは南伊豆町立」を「、南伊豆町立若しくは河津町立」に改めることにより、全額免除の対象に「河津町が使用」、「河津町立の保育所、幼稚園若しくは小中学校主催の園児、児童、生徒の教育目的のために教員の直接指導により使用するとき。」を加えることとし、また2号中「又は南伊豆町」を「、南伊豆町又は河津町」に改めることにより、5割の減額対象に「河津町と共に使用するとき。」を加えることとし、3号中「若しくは南伊豆町内」を「、南伊豆町内又は河津町内」に改めることにより、3割の減額対象に「河津町の国の機関、地方公共団体若しくは公立小中学校、公立高等学校又は公共的団体が自ら使用する場で、その目的が公益及び教育のために使用するとき。」を加えることとするものであります。

また、第6条のホール等使用料関係における別表の備考4の基本使用料の5割加算について、「又は南伊豆町」を「、南伊豆町若しくは河津町」に改めることにより、5割加算の対象とならないものに「河津町に住所を有する者」を加えることとするものであります。

第3条（下田市農村体験宿泊施設条例の一部改正）は、第6条の使用料関係の別表（1）宿泊使用料の表備考1において、「又は南伊豆町」を「、南伊豆町又は河津町」に改めることにより、市内使用料の対象に「河津町に住所を有する者」を加えるというものであります。

第4条（下田市民スポーツセンター条例の一部改正）は、第9条の使用料の減免規定の第2項第1号において、「若しくは南伊豆町」を「、南伊豆町若しくは河津町」に改め、「若しくは南伊豆町内」を「、南伊豆町内若しくは河津町内」に改めることにより、全額免除の対象に「河津町の使用及び河津町内の保育所、幼稚園若しくは小中学校が、園児、児童、生徒の教育の目的のために使用するとき。」を加えることとするものであります。

また、2号中「又は南伊豆町」を「、南伊豆町又は河津町」に改めることにより、5割の減額対象に「河津町と共に使用するとき。」を加えることとするものであります。

さらに、第8条の使用料関係の別表備考1において、「又は南伊豆町」を「、南伊豆町又は河津町」に改め、「若しくは南伊豆町内」を「、南伊豆町内又は河津町内」に改めること

により、市内使用料の対象に「河津町に住所を有する者」、「河津町の学校又は事業所に通学、通勤している者」を加えるというものであります。また「以外の者」を「以外のもの」に字句の訂正をさせていただいております。

第5条（下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部改正）は、第8条の使用料減免規定において、第2項第1号中「若しくは南伊豆町」を「、南伊豆町若しくは河津町」に改め、「若しくは南伊豆町内」を「、南伊豆町内若しくは河津町内」に改めることにより、全額免除の対象に「河津町が使用」、「河津町内の学校等の主催で、生徒等の教育のために使用するとき。」を加えるというものであります。

附則であります。この条例は、18年9月1日から施行するというものであります。

以上で、議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについてに対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 河津町のことは余り詳しくないので、ちょっと教えてもらいたいんですが、河津町の施設というと、踊り子温泉会館、サンシップとともにバラ園というのがすぐ頭に浮かぶんですが、バラ園については、河津町においては町民に対する一種の優遇措置とどうか、そういうものはないのでありましようか。もしあるのであれば、なぜ今回バラ園が下田市民も同じように町民と同じように使えるというようなところの対象にならなかった、その理由を説明願います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） バラ園の関係につきまして、申しわけございませんが、私も、そういつてみれば、今回対象となったサンシップと踊り子会館だけの施設の対象しか調べておりませんで、まことに申しわけないんですが、バラ園の関係について、町民料金等々の優遇措置があるのかということについてはちょっと承知しておりません。

いずれにしても、今回、議員十分ご承知のとおり、相互利用のお互いの協定の中で定めるものでございますので、そういう意味でいえば、河津町側から公の施設としての相互利用の申し出があったところが、今申し上げた温泉会館とサンシップ今井浜しかなかったもの

ですから、それに対する協定を結んだということで、そういう状況の範囲内で対応しているということが実情でございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） バラ園も大変人気があるところですし、市民でもバラに対する関心が非常にある方もおるので、ぜひ下田市側から、もし町民に対する優遇があるのであれば、下田市民も同じように受けたいという要望もまた今後の経過の中でやっていただきたいと。

○議長（森 温繁君） 4番。

○4番（土屋雄二君） 広域行政はとてもよいことだと思いますが、敷根プールを除くというただし書きがあるんですけれども、これはどういうことですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 敷根プールを除くという意味でございますけれども、これにつきましては、南伊豆町にメールクラブという民間の施設があります。それを配慮したというもので、南伊豆町との協定の中には当初から外れておりました。それと今回、使用料の変更を行っております。その中には、占有使用しない場合につきましては、市外、市内の区別はございません。そういうことで、敷根プールは外れております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 4番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第47号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第47号 下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○観光交流課長（藤井恵司君） 議第47号 下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

議案の34ページをお願いいたします。

下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とするものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明資料の方は81ページ、82ページの方をご覧いただきたいと思います。

真ん中から下の方でございまして、改正前の（管理の委託）第9条「市長は、海水プールの管理の業務を下田市板戸区に委託し、その費用の全部又は一部を市が負担するものとする。」、これを削除するものでございます。

戻っていただきまして、議案書の方の33ページ、提案理由でございましてけれども、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正を行うものということでございます。

少し説明させていただきますと、このことにより、今後は市の管理となるわけでございますけれども、板戸の海水プールは、区民の皆様と話し合いを続けてまいりました結果、一時休止ということに今現在なっております。その間は、市の方で安全対策には万全を期してまいりたいと思っております。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） この条例改正によりまして、板戸の海水プールは市が直接管理するという、こういう形式になるわけでありまして。そうしますと、ここでもってですね、ただいまの課長さんの説明のとおりで板戸の区民と相談をして休止にしているという、この決定は条例上の何らかの決定をしない限り、議会の議決を経ない限り、このプールの管理において、そういう措置というのは違法ではないのかと思うんです。というのは、少なくとも公の施設

の休館日あるいは開設の時期等は条例で定めてあるんです。それを休止にするということは、これはやっぱりちゃんと議会の議決を経て決めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光交流課長（藤井恵司君） 条例でですね……、ちょっとお待ちください。

○議長（森 温繁君） すみません、質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○観光交流課長（藤井恵司君） 休憩をしていただいて、申しわけありませんでした。

板戸海水プールの関係でございますけれども、休止をするということですが、海水プール設置及び管理に関する条例の第3条の「臨時に開場し、若しくは休場することができる。」ということを受けまして、規則の方の第2条で「市長が管理上休場することが適当と認めるとき」というところを適用させていただいて、相当老朽化しておりまして、今年そのまま使える状態ではございませんので、休場したいということでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 板戸の海水プールというのは、いわゆる環境庁の許認可を得て、国立公園の区域内に設置されたものです。これは、条例上の一時休止等ということよりも、むしろこの先は廃止の方向で進んでいるのではないのかと思うわけです。そこで、この休止というのは、仮に一時的な休止を進めるというやつは、この先ずっと休止の状態で行くのか、それともいずれ廃止の方向で進めるのか、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光交流課長（藤井恵司君） 実は、廃止の方向で相談をしまいったわけでございますけれども、地元のご意見もありまして、またプールができたときの経過もございまして、地元の方からの半分のお金が出ているというようなこともございまして相談をしまいましたが、いきなり廃止ではということ今、地元の説明会をまた開いております。その中で、大方の賛同を得て廃止をしたいというふうに思っております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

◎議第48号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） それでは、議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

それでは、議案件名簿の35ページをお開きいただきたいと思います。

議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、説明資料の83ページ、84ページをお開きいただきたいと思います。

左側奇数ページが改正前、右側偶数ページが改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

今回改正いたしますのは、管理委託の条文であります第15条を削り、次の条の第16条を第15条とし、第17条から第23条——これは次のページの85、86ページとなります——までをそれぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

次に、この各条文の繰り上げに伴いまして、第24条の第4号及び第5号中の「第20条」を「第19条」に改め、同条を第23条とし、第25条から第27条までを1条ずつ繰り上げ、さらに別表中の「（第17条関係）」を「（第16条関係）」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、議案件名簿の36ページに戻っていただきたいと思います。

附則。この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

以上で、雑駁ですが、議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

◎議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○健康増進課長（河井文博君） それでは、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の37ページをお開きください。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとし、提案理由といたしまして、下田市国民健康保険税の介護納付金課税額の算定に係る限度額の改正及び地方税法の一部改正に伴う条文の整備をするためでございます。

今回の地方税法の一部改正は、平成16年度税制改正における年金課税の見直しにより、国民健康保険税の負担増に対応するため、18年度から2年間にわたり国民健康保険税の算定の際に特別控除を適用する規定を盛り込んだ地方税法改正案が可決成立したものでございます。これは、国保税の負担が増加する高齢者に配慮し、65歳以上の者で個人住民税の算定に当たり、公的年金控除について所得割（旧ただし書き方式）の算定基礎から、18年度については13万円、19年度は7万円の特別控除を設け、激変緩和措置を講じ、また、公的年金控除の見直しは保険税の軽減の判定所得に影響が生じることから、同様の控除額を適用し、現在65歳以上の公的年金等に係る所得について適用している15万円の控除に13万円を上乗せし、18年度は15万円に13万円を加え28万円を控除、19年度は7万円を上乗せし、15万円に7万円を加

え22万円を控除するものです。

また、政府はこの3月28日、地方税法の施行令改正案を閣議決定し、国保税の介護納付金課税額の賦課限度額を8万円から9万円に引き上げ、4月1日から施行となりました。

それでは、条例の改正内容につきまして、本文ではなく、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

説明資料の89ページをご覧ください。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてあるところが改正箇所でございます。

まずは、国民健康保険税条例第2条（課税額）であります。

3項は、介護保険納付金の計算方法で、所得割、資産割、個人均等割、世帯平等割、これらを算定した合算額となっておりますが、この改正は、介護納付金課税額の限度額8万円について、所得の動向等を勘案して見直しを行い、被保険者間の負担の公平化を図るもので、8万円から9万円に限度額を引き上げようとするものでございます。

次に、国民健康保険税条例の第13条は税額の軽減で、一定額以下の所得について6割の軽減や4割の軽減を算定する項目ですが、第2条で説明したとおり、介護納付金課税額の限度額を8万円から9万円に引き上げようとするものでございます。また、同条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、条文の整理を行うものでございます。

次の附則第2項（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）は、新設の附則第3項から附則第6項までの「公的年金等に係る所得」を「公的年金等所得」に、「特定公的年金等所得」を「特定公的年金等控除額」とし、新たに軽減判定の所得額として「第3項（平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険の減額の特例）」と「第4項（平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）」が追加され、また所得割額の算定の特例として「第5項（平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）」、第6項として「（平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）」が追加されました。

附則第2項の次に附則の第3項から6項が新たに追加されたため、附則番号の変更と関係条文の整備を行ったものでございます。改正前の附則第3項が7項、4項が8、5が9、6が10、7が11、8が12、9が13、10が14、附則第2項16項は新たに追加されたものでございます。

92ページをお開きください。

附則第3項は、平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例で、条

文の朗読は省略させていただきますが、この3項と4項は軽減所得算定の判定として新たに加えたもので、平成18年度の国民健康保険税に限り、世帯主またはその世帯の被保険者が平成17年中の公的年金所得があり、特定公的年金控除額の控除を受けた場合で、平成16年度中においても公的年金所得の控除を受けていた場合、下田市国民健康保険税条例第13条の規定の適用は、前項で15万円を控除と記されているものを、平成18年度に限り、28万円を控除するものとなりました。

今回の地方税法の改正により、65歳以上の年金所得者の控除金額最低保障額は現在140万円でしたが、18年度からは120万円に引き下げられたため、20万円の差額が生じまして、高齢者の激変緩和措置として20万円の3分の2（13万円）を前項15万円の控除に上乗せし、軽減判定の際に28万円を控除することとするものでございます。

次に、第4項（平成19年度分の公的年金所得に係る国民健康保険税の減額の特例）は、前項と同様の理由で、18年度に引き続きまして、19年度においても最低保障額の差額分20万円の3分の1（7万円）を附則第2項の規定15万円に上乗せし、22万円を控除することとしたものでございます。

第5項（平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）は、前の3項、4項が軽減判定所得算定の控除額の特例ですけれども、この第5項、次の第6項は、国保税の税額算定は平成18年度に限り、平成17年中の年金所得のある世帯主、世帯の被保険者が特定公的年金控除を受けた場合の所得割額は、以前の第3条（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）の規定する総所得額を読みかえ、公的年金に係る所得については公的年金控除した金額から13万円を控除し、さらに同条2項での基礎控除額33万円を減額し、所得割の算定を行うものでございます。

次に、第6項（平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）は、前項と同様で、平成19年度の国民健康保険税の年金所得に限り、収入金額から公的年金所得控除（120万円）を差し引き、20万円の3分の1（7万円）を控除、これに基礎控除（33万円）を減額し、所得を算定するものでございます。

続きまして、次のページ、93ページをお開きください。

左側の附則第3項を右側附則第7項とし、第7項は長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、この第7項以降、市民税においては分離課税となっており、旧ただし書き方式を適用した国保税の算定には所得に含んで算定するため、特例となっているものでございます。この第7項は、地方税法の改正による条文の整備で、「法附則第34条第1項」を

「法附則第34条第4項」に、「本項」を「この項」に改めるものとさせていただきます。

附則第4項を第8項とし、第8項は短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、同項中「法附則第35条第1項」とあるのを「法附則第35条第5項」に、「法附則第34条第1項」を「法附則第34条第4項」に、「法附則第35条第1項」を「法附則第35条第5項」に改め、条文の整備を行うものです。

次の附則第5項を第9項とし、附則第9項は株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、同項中「法附則第35条の2第1項」を「法附則第35条の2第6項」に改めるものとさせていただきます。

附則第6項を第10項とし、附則第10項は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例で、同項中「法附則第35条の2の6第1項」を「法附則第35条の2の6第7項」に改めるものとさせていただきます。

次のページ、95ページをお開きください。

附則第7項を第11項とし、附則第11項は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例で、同項中「法附則第35条の3第3項」を「法附則第35条の3第13項」に、「第5項」を「第9項」に、「法附則第35条の3第3項」を「法附則第35条の3第13項」に改めるものとさせていただきます。

次の附則第8項を12項とし、附則第12項は先物取引に係る雑所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、同項中「法附則第35条の4第1項」を「法附則第35条の4第4項」と改めるものとさせていただきます。

次の附則第9項を第13項とし、附則第13項は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例で、同項中「法附則第35条の4の2第2項」を「法附則第35条の4の2第7項」に改めるものとさせていただきます。

次に、附則第10項を第14項とし、附則第14項は土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、同行中「法附則第33条の3第1項」を「法附則第33条の3第5項」に改めるものです。

改正後の7項から14項までは条文の整備でございます。

次の98ページをお開きください。

附則第15項（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）とその次の第16項の条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例は新設の項目で、この2月に日英租税条約が見直され、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等の特例等に関する法

律（租税条約特例法）において、条約利子等に係る分離課税及び条約配当等に係る分離課税が新たに規定されたことに伴い、70歳以上の被保険者の一定以上所得者及び低所得者の判定等に関し、規定の整備を行うものです。また、地方税法において、市町村民税の分離課税特例が改正されたことに伴い、70歳以上の被保険者の一定以上の所得者及び低所得者の判定等に関し、規定の整備を行うものです。

それでは、議案の40ページに戻っていただき、附則第1項（施行期日）で、この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、附則第3項から第10項までの改正規定のうち、字句を改める改正規定は、19年4月1日から施行する。

2項として適用区分、改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 国民健康保険税の条例改正でございますが、今回の条例改正の一つの問題点というか焦点というのは、介護納付分についての限度額を8万円から9万円にするということでございますが、国民健康保険加入者のうちの介護納付を納めなきゃならない人、すなわち2号被保険者という者に対する課税は世帯課税なのか、それとも個人の所得に対する課税なのか、これが第1点目でございます。

第2点目は、国民健康保険介護分については、国民健康保険に加入している被保険者のうち2号被保険者にかかわるものでありまして、これについては全国一律の負担というのが原則であろうと思うんです。そういう点で、下田市のこの介護納付分にかかわる負担というのは、県下レベルにおいてどの程度の位置を占めているか、この2点お伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康増進課長（河井文博君） まず、介護保険ですが、世帯課税でございます。今回の国民健康保険、介護保険が8万円から9万円に上がったことによりまして、どの程度の世帯が影響するかということでございますが、8万円ですと、その8万円を超える世帯は159世帯というふうになっております。それから、9万円にするとどの程度の世帯になるかということ

ですが111世帯、1万円の上がったことによって48世帯減るということでございまして、金額にしますと131万円、今回のあれで影響が出るのはそのくらいではないかというふうに思っています。

それから、介護保険の県下でどのくらいかということですがけれども……、すみません。介護保険、県下でどのくらいの位置を占めているかというのは、ちょっと今わかりません。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 2号被保険者の介護の負担分については、先ほど言ったように、基本的には40歳から60歳、64歳までの比較的若年の人たちに対する負担でありまして、これについては全部、基本的には全国一律であろうと思うんです。簡単に言えば、日本中の介護の総費用に対して、一定の2号被保険者の負担というのが割り出される。したがって、本来的に言えば、すべての国民が基本的には一律の負担でいいはずであるわけです。

しかし、現実にはそれぞれの、国保しか私わかりませんが、国保の介護納付分については、税率そのものが全県下さまざまな形でばらばらになっております。例えば、負担の割合を応益・応能4段階、4区分で負担させているものもあるし、3区分でやっているところもあるし、要するに資産割を除いて負担をお願いしている部分もありますし、税率もばらばらであると思うんです。要するに、本来的ならば全国一律の負担額であるにもかかわらず、税率そのものはばらばらだと、こういう実情があるわけです。そこで、下田市のこの介護納付分についての1人当たりの平均的な負担額というのはどのくらいになりますか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康増進課長（河井文博君） これは16年度で、1年間ですと4万1,688円、18年度ですと4万7,578円、月3,964円というのが全国平均の1人当たりの金額になります。それで……

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） わからなければいいですが、限度額を9万円に引き上げなければならぬ理由というのが明確に説明されていないわけです。というのは、1人当たり、全国……、要するにこれは一つの支払基金に全部行くものであって、下田市に対する1人当たりの介護納付分の請求は、県も下田市も河津町も南伊豆町も、みんな同じなんだと思うんです、全部。そうしますと、支払基金からのこの請求額というのは、1人当たりの介護納付分についての請求額は同じであると。そうだとすると、基本的には1人当たりの負担というのも全県下ほとんど同じでいいはずだと、こういうことになるわけなんです、それがそうはいかないというやつが、所得階層等のばらつきがあるというふうなこともあるわけなんです、ともか

くとしまして、平成18年度の介護保険というものは、介護の支払基金に対する納付額を9万円に上げなければならない事情というものをもうちょっと説明してください。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康増進課長（河井文博君） すみません。先ほどの介護分が県下で何位かというあれですけども、17年度で1人当たりの額は14位というふうになってございます。

それで、今の負担を上げなければならない理由ということですけども、もともと介護保険というのは、昨年度もそうでしたけれども、毎年、国保に対して介護が不足するような状況で、18年度も1,400万円ほど不足を来しているというようなことで、介護の上げについては毎年10%から20%という高いので上げております。

それで、税金と違って、所得税というのは上限、限度額を設けてあります。8万円から9万円と今回引き上げたものでございますけれども、目いっぱい不足している介護保険に充てるために100何万円という、先ほど言いましたように世帯数も本当にわずかで、金額も8万円から9万円に上げるだけでも、わずかな金額でございましてけれどもこれに充てて、何とか介護保険の2号被保険者の分を充てて、満足させていくというようなことに考えました。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 答弁でね、きちっと答えてもらわなければ、困るんですね。介護納付分については毎年1,000万円も足りなくなっているんだと。そして、じゃ1,000万円も足りないのに、今回、限度額を1万円上げて、せいぜい百二、三十万円しか収入ございませんよという、この説明もちょっと整合性を欠いていると思うんですよ。一方で、毎年1,000万円も足りないんだと、これもおかしな話ですね。やはり、もう少し整合性のある、理屈に合った説明していただければ、限度額を上げる必然性というのはよくわからないと。それは、委員会の審議がされると思いますから、長くなりまして恐縮ですから。

最後に、介護、国保税については、先ほどのお話にもありましたように、平成17年度末で4億1,000万円を超える巨額の滞納をしていると。これは、下田市政始まって以来の最大の滞納だと。ある意味では、市政の何たるかが問われるような滞納額になっているわけです。これはもう当然だと思うんです。そういう点で、これはやはり市政の怠慢、これらが追及されてもしかるべきことであると思いますが、これは後の機会に譲りまして、介護納付分にかかわる滞納額というのはどうなっているのか、これだけは教えていただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 1時32分休憩

午後 1時40分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

答弁を求めます。

番外。

○税務課長（村嶋 基君） それでは、介護分の滞納ということで、17年度末で一般介護、退職介護合わせまして、3,750万円程度でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

◎議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市民課長（山崎智幸君） それでは、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の41ページ及び説明資料の99ページをお開きください。

この提案理由といたしましては、本条例は、消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者または救急業務に協力した者に係る損害補償並びに災害対策基本法第84条第1項の規定による応急処置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的としております。当該市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、損害を補償しなければならないと定められていることから、条例が制定されているものであります。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年5月9日に公布され、同年5月24日に施行されたことに伴い改正するもので、条文の整理が行われたものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の99ページからご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。

今回改正いたしますのは、下田市消防団員等公務災害補償条例第8条（休業補償）の条文の整備であります。

第8条第1項の改正は、従来、監獄に関して定めていた監獄法（明治41年法律第28号）は、新たに制定された刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設法（平成18年5月24日施行）に変えられ、「監獄」の名称も「刑事施設」に改められたものであります。

次に、議案の42ページをお開きください。

条例改正の附則であります。

この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市民課長（山崎智幸君） それでは、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の43ページ及び説明資料の99ページをお開きください。

提案理由といたしましては、本条例は、消防組織法第15条の8の規定による消防団員で非常勤の者が退職した場合の退職報償金を支払う目的のための条例でありまして、今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に係る法律施行令の一部改正が平成18年3月27日

に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、特に中堅層の非常勤消防団員の退職報償金支給額を引き上げ、団員の処遇改善を図るというものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の99ページからご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものでございます。

別表第2条関係でございますが、退職報償金支給額表で、左側の改正前の表の下線部分を右側の改正後の表の下線部分のように、分団長、副分団長、部長及び班長の階級区分の勤続年数10年以上15年未満、15年以上20年未満及び20年以上25年未満の区分について、現行の支給額に一律2,000円の引き上げをさせていただきたいというものであります。

次に、議案の44ページをお開きください。

条例改正の附則であります。

第1項は、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

第2項は、新条例の適用日についてであります。

第3項は、支給額の取り扱いに関する経過措置の規定であります。

なお、この改正に伴う予算関係は、退職報償金は平成18年度当初予算に計上してありますが、当該予算内で対応できるものと考えております。

また、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金掛金は、当初予算で対応できるものと考えております。

以上で、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第51号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の45ページをお開きください。

下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例を別紙のとおり制定するものとするというもので、提案理由といたしましては、歴史的なまちなみの景観を生かしたまちづくり事業の推進に要する経費の財源に充てるためであります。

続いて、46ページをお開きください。

条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条（設置）でございますが、この基金設置の趣旨及び目的を定めており、歴史的な建造物を生かした美しいまちなみ景観づくりの推進を図るための財源措置と、幅広く住民の参画を呼びかけ、住民自らも寄附を通して積極的に事業推進に参画していただくことにより、事業費の確保を図るというものであります。

第2条（積立て）は、第1条の目的のため寄せられた寄附金や、予算措置された財源を積み立てることにより基金を運用するという、基金の運用規定であります。

第3条（管理）は、基金の管理方法に関する規定で、最も確実かつ有利な方法により保管するものとしております。

第4条（運用益金の処理）は、基金の運用から生ずる預金利子等の運用益金の処理について、基金に積み立てることとしたものであります。

第5条（処分）は、基金の処分に関する規定で、第1条に掲げる目的を達成するための必要な経費の財源に充てる場合にのみ処分できることとしております。

第6条（事業の周知及び公表）は、基金の有効かつ適正な活用を図るため、第1項において基金の設置、目的、制度等の市民に対する周知を義務づけております。また、第2項において、毎年度半期及び通期において基金の管理状況、基金を活用した事業の実施状況等を広報やホームページなどを通して市民に公表することとしております。

第7条（委任）は、この条例に定めのない基金に関する事項について、市長に委任することを定めたものであります。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとしてあります。

以上で、議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 当局からは何の説明もないので、なぜこの整備基金条例をつくるに至ったかの経過が全くからないのでありますが、平成18年6月21日伊豆新聞によれば、「下田市商業協同組合から600万円の寄附申し入れを受けた」という記事があります。同日の新聞によれば、歴史的まちなみ景観整備基金条例などというのがありますが、もしこれに関して、これがつくれるような話であれば、条例をつくる時になぜこの条例をつくるかはちゃんとやっぱり説明する必要があると思うんですよ。原資となるものがこの寄附金であれば、寄附金の——全く関係なければいいですよ。関係なければいいんだけど、関係あるのなら、説明不足じゃないですかね。

そして、この寄附についていいますと、2つほど条件がついておられますと、これ新聞記事だからね。旧町内の歴史的・伝統的な建造物やまちなみ景観を起用したまちづくりの推進と。つまり、ここでは、まず旧町内という限定がついておるわけですよ。歴史的建造物という、この間の中でいえば南豆製氷所の伊豆石、これは当然全市にわたってね。稲生沢にも稲梓にも、そのほかの地区にもある。しかしながら、この寄附でいえば旧町内に限定してくれと、こういうのが1つある。

それから、2点目では、はっきりと旧南豆製氷所の建物について、構造など現況調査を実施し、将来的な保存・活用に向けたモデルプランの作成と実践に役立ててほしいという、はっきりとうたわれているわけですよ。南豆製氷に使ってくれと、南豆製氷の活用の計画とその実践に使ってくれということと600万円の寄附があったと書いてある。それを受けて、この下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例ができているとすれば、この下田市歴史的まちなみ景観設備というのは文字どおり南豆製氷所のためにつくる条例だよということになる。そういうことなのかどうかということ、やっぱり当局ははっきり説明する必要があると思う。そこが1点説明不足だ。

そして、下田市では、下田市歴史的建造物保存条例というものがある。保存条例に基づいて、下田市は補助金を出すことになっているわけですね。じゃ、今度つくるこのまちなみ整備基金条例というのは、基金のほかに一般会計から予算も入れるという話になっているんだけど、じゃ補助金をこの基金条例から出すのかと。同じように、下田市では、下田市文化財保護条例というのがあって、建造物の中で市にとって歴史的または芸術上価値の高いも

のは下田市の文化財として保存するとなっている。これまた補助金を出すことになっている。しかし、文化財についても歴史的建造物についても、予算がなくて、つかない、つかないと言っている。この議会の市長答弁の中では、18万円のお金がないから議員の要求にもこたえられないとも言っている。

そういう中で、このまちなみ整備基金、いわゆる南豆製氷だけには巨額の金——巨額の根拠は、耐震構造について調査をし実践すると言っているんです。これ、幾らかかるかわからない。こここのところの整合性がつかないんじゃないか。むしろ、基金条例をつくるのであれば、歴史的な建造物などというふうに限定しないで、むしろまちづくりという大きな枠の中でつくった方がいいんじゃないですか。

ご承知のように、南豆製氷については、市民の間でも意見が分かれております。そうした意見が分かっている、そういう中で無理やりにこういった限定付きの基金条例をつくるんじゃなく、やはり市民の合意が得られるまちづくりのために使う基金と、こういう形でやられた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 基金の設置の経緯の説明不足であるというお話でございましたが、そういった意味でいえば、今回の基金条例の制定の提案につきましては、私の方からは基金の条例の内容等について説明させていただき、また提案理由について、この基金を設置した理由については述べさせていただいたところであります。

要するに、この基金の流れという部分でございますが、確かにそういった意味では、600万円という話が先行しておりますけれども、まず600万円を受けるという前提というのはそういう形で、先ほど伊藤議員もおっしゃったとおり、600万円の寄附をいただく上においては要望書というものがついております。その要望書につきましては、先ほどおっしゃられたように、旧町内に限定というような見方もできますけれども、旧町内の歴史的・伝統的な建造物やまちなみ景観を活用したまちづくりを推進していただきたいと。2点目は、旧南豆製氷所の建物について構造等の現況調査を実施し、将来的な保存・活用に向けたモデルプランの作成及び実践に役立てていただきたいというのが、いわゆる寄附者側の寄附する上においての要望ということで、これをやらなければならないよというものではないわけですね。要するに、寄附するんですけれども、この寄附はこれからについて役立ててほしいと。

そういった意味では、寄附金の分類の中では指定寄附ということで我々は理解し、そのように扱わせていただくつもりで補正予算は措置をさせていただいておりますが、まだそうい

う意味では基金条例も通っておりませんし、まだそういった意味ではこの補正後において予算措置が意思形成されるものですから、現段階においてはもう既に基金としては受け入れてはございますけれども、受け入れ窓口としては、とりあえずは科目がない。要するに、そういう意味では指定寄附としての総務費寄附金という形になろうかと思っておりますけれども、そういう指定寄附としての受け入れ窓口がないものですから、諸収入に受け入れて、その後この条例と、それから補正予算が通った後で移管措置をさせていただくという形をとっております。そういう状況でございますので、寄附金の処理上としてはそういう形で今、現状はなっているという状況であります。

それから、そういった意味では、先ほどご指摘の歴史的建造物保存条例とか文化財保護条例等の、いわゆるほかの条例との関係というお話でございます。確かに、そういった意味では、現計予算の中で予算が非常に財源不足という状況の中では、なかなか補助金を捻出することができないという財政状況の中で、そういう予算措置がないという状況にはなっておるのは事実でございますが、この基金自体の中身としては、とりあえずそういった意味では、寄附者側の要望は要望として、そういう形での活用も当然、あくまでも寄附者側の要望もある程度視野に入れて活用させていただかなければなりませんので、それ以外の形としての補助金の財源として対応するというのも当然、今後は検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） どうも答弁が右へ左へ揺れているように受け取らざるを得ないんですが、1つは、商業協同組合のこの2つの要望については縛られるものじゃないと。要望は要望でしかない、これ以外に使うこともあり得るよというような答弁があったかと思うんですが、一方では、寄附者の要望もまた考慮しなきゃならないと。これは、一体全体この基金というものは商業協同組合の要望に、要するに寄附についてこの制限を受けるものなのかどうか。

通常であれば、お金にひもがついているわけです。そのひもに中身をこの整備基金条例でやるよと。したがって、これはもう文字どおり南豆製氷をやるための基金じゃないかと、こういう話になる。一方、歴史的建造物保存条例にしても文化財保護条例にしても、一般会計の枠の中でやるわけですよ。これはそういう意味だと思うんですよ、この補助金を出すというのは。ところが、ここにも使うかもしれないということは、寄附金でもってこの補助金を賄うのかということになるわけです。そこのところは、要するに行政として下田の歴史的建

造物を保存していきますよと、あるいは下田市文化財保護条例で文化財を保護していきますよと、それは実は寄附金で賄うんだということになるわけですか。

それから、一番答えていないのは、基金をつかってまちづくりをやるのであれば、南豆製氷に限るような基金ではなくて、やはり大きくまちづくり全体に使うような基金にしたらどうですか。目的がね、例えば歴史的なまちづくりでもいいですよ。これはもう歴史的な建造物の保存、これまでのやはり政治的な流れでいけば、もう南豆製氷そのものを指しているわけですよ。これはいかにもまずいですよ。ここのところをもう一度考え直すと、こういうお考えはありませんか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） まず、第1点のこの基金のいわゆる設置目的をご覧いただきたいと思うんですが、第1条でございますけれども、この基金の設置の趣旨及び目的は、歴史的な建造物を生かした美しいまちなみ景観づくりの推進を図るためとっております。南豆製氷だけというふうに限定はしておりません。

〔「それは今、質問で言ったじゃないか。寄附者の要望、それからこの基金をつくる一番最初のきっかけがこの寄附にあると。これは全く関係ないということですか」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（土屋徳幸君） いや、ですから関係なくありません。要するに、この基金を設立する発端になったのは事実ですよ。だけど、この基金の活用、この基金の目的は、別に南豆製氷だけに限定したものではないということ、先ほど……

〔「だったら、歴史的な建造物云々じゃなくて、大きくまちづくりにしたらどうですかと。まちづくりにすれば、それもみんな含むんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（土屋徳幸君） 歴史的な建造物というのはどういうものであるかというところになるかと思うんですがね。それは、歴史的建造物イコール南豆製氷というものではないという認識でありまして、例えばの話が、そういった意味では非常に重複するかもしれませんが、先ほど議員がおっしゃる歴史的建造物の保存条例ございますよね。その条例の中に歴史的建造物の定義がされていると思うんです。

〔「そうであったならば、基金条例なんか要らないわけです。歴史的建造物保存条例というのがあって、建物を残すために補助金を出すと言っているんだから」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（土屋徳幸君） いや、そういうものの財源に充てるための基金だということでご理解をいただきたいと思うんですがね。でありますので、先ほど申し上げたとおり、今回の、要するに商業協同組合からの寄附金についてはあくまでも寄附金でございますが、議員も十分ご承知だと思いますけれども、寄附金の中には一般寄附と指定寄附があるわけでございます。いわゆる一般寄附というのは、別段使途を指定しない、自由に使える寄附金だと。そしてもう一方、指定寄附というのは使途が指定され、自由に他の経費に充当できないものというのがある程度限定されている指定寄附で、そういう意味でいえば、寄附者の意図というものは、それは具体的な要望書の中身に入れば南豆製氷も具体的には言うておりますけれども、今回寄附をしていただいた趣旨は、寄附者側の趣旨は確かに南豆製氷を一つの視野に入れております。しかしながら、今回の設定した基金の性格自体は、それはあくまでも南豆製氷だけに限定したものではないということです。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） どうも議論がいま一つ実はかみ合わないで困るんだけど、下田市歴史的建造物保存条例、これは一般会計の中で補助金を出しているわけ、そういう趣旨ですね、行政として。でもって、これでいいのであれば、この寄附金がまた寄附者の要望は要望としてあるものだけでも、これにこだわらないのであれば、一般会計の中に寄附金として受け入れて、しかる後一般会計の中で、下田市建造物保存条例で指定されたものは補助金を出してその維持補修をやると言っているんだから、何もわざわざこんな基金条例なんかつくることはないですよ。

今、一番ご承知でしようが、下田市の財政についていえば、歳出に比べて歳入が少ないという問題もあるけれども、もう一つは財政の硬直化、つまり使途が決まっている金ばかりで、政策的に自由に使える金がない。この財政の硬直化というのも、今の下田市財政の悪化の一つの原因なんです。こういう基金条例をつくって、ここに一般会計なんか入れれば、ますます財政の硬直化になりますよ。柔軟に財政を運営していくためにも、ここはこういう基金条例、おっしゃるように寄附者の要望は要望として、これにこだわらないのであれば、一般会計で受け入れて、必要があれば、下田市建造物保存条例に基づいて必要なお金を支出すればいいわけです。わざわざ自分の手足を縛るような財政運営をすることはいいですよ。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 伊藤さんの言葉じりをとらえてどうこうするつもりはございませんで、誤解ないようにお願いしたいんですが、一般会計という言葉ではなくて、多分、

伊藤さんがおっしゃるのは一般財源だという意味合いだと思います。一般会計からどうのこうのじゃなくてね。要するに、一般会計の一般財源として処理するのが適切ではないかという意味合いでおっしゃっているんじゃないかと思いますので、そのように理解させていただきます。

そういう意味でいえば、先ほど言ったように、寄附金の意味合いというのは一般寄附と指定寄附、もっと嚴重なものは負担つき寄附というのがございますが、それは別といたしましてですね。通常ある寄附については、一般寄附と指定寄附がありまして、その一般寄附というのは、今まさに伊藤さんがおっしゃるように、一般財源化して、何でもお使いくださいというものが一般寄附でございます。

今回はたまたま600万円の寄附の話の中で限られていけば、それは寄附者側の要望として、いわゆる南豆製氷の部分とか、そういった部分が要望として入っておりますので、それはその要望に沿った形で、寄附金の方はある程度寄附者の意向を反映しなければなりませんので、そういった意味では指定寄附だという扱いをさせていただく形で補正予算も組まさせていただいて、そういう形で指定寄附ということで処理をさせていただくと。したがって、この600万円の範囲というものについては、指定寄附ということのある程度用途の限定された寄附として扱わせていただきますけれども、基金の方については、それはあくまでも全体の基金の目的自身が歴史的まちなみの景観を生かしたまちづくり事業の推進のための経費でありまして、それはあくまでも南豆製氷だけに限らないという部分を含んだこの基金の趣旨は趣旨であります。だから、600万円の寄附金がイコールこの基金ということではないということですよ。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） お話がおかしいお話になりまして、お伺いしたいと思います。説明は、伊藤議員がおっしゃったように極めてですね、これだけ市内で大問題になるような条例について淡々と説明されていて、その背景その他というものも余り語られていないということでございますが、そういう点で、やはり私たちは慎重な対応をしなければならぬと思いますから、少しきちっとした答弁とやりとりやらさせていただきたいと思います。

まず第1は、こういう基金を制定する場合には、要するに歴史的な建造物を生かしたまちなみの整備をするための基金だということでもありますから、まず前提として、歴史的な建造物を生かしたまちなみの景観を整備する基本構想のようなものがあって初めて基金というも

のがあるわけです。そうですね、こういう事業を行いたいから、そのための財源をする、財源に充てるために基金をつくる。庁舎建設基金しかり、あるいは駅前広場の整備事業の基金しかり、目的、事業の計画があいまいのままの基金というのは、極めて財政運営上全くの基金の精神を欠いたものなんです。これはまず明確にしなければならぬと思う。

例えば、私たちが主張した減債積立基金、下田市の借金を減らすための基金をですね、決算時点で繰越金、いわゆる黒字が出た場合には、少なくとも2分の1以上は減債積立基金に積み立てて、そこで借金返済に充当しようという、これで皆さん随分助かっているはずですが。基金を制定するには、基金制定の目的の構想、計画、こういうものがまず明確にされなければならぬ。伊藤議員とのやりとりの中では、南豆製氷の整備をするのかな、いや、一方では整備もする。しかし、わけのわからないいろいろなものもやるんだという、全くあいまいです。

そこで、質問の第1点は、この基金を定めるに当たっての歴史的な建造物、景観というんですか何ですか、こういうものの一つの構想、どういう整備をするのかという、これをまず市民の前に明確にすべきだということが第1点です。

2つ目は、伊藤議員の質問の中に商連というんですか、商業協同組合さんからの600万円の寄附金のことについてのやりとりがございました。既に寄附金は受領しているのか、これを明確にしていきたいと思います。

だとすると、お話のとおりだとすると、これは単純な寄附じゃない。指定寄附だと言っております。南豆製氷に使えるという寄附です。南豆製氷に使えるということになれば何に使うかと。耐震構造その他の南豆製氷に関するこの下田市が調査をしろという、こういうものになるわけです。この基金を受け入れることによって、南豆製氷という下田市の公の施設ではない、個人の施設に公金を支出することになるんです。このことをあいまいにした寄附を受け入れることは絶対にできないわけです。こういうことを皆さんおやりになりたければ、この600万円の寄附の採納について、負担づきの寄附であるということが明確である以上、議会の議決を正々堂々として受けて、これは予算化すべき事件です。長年議員をやっている人間として、こんなあいまいな予算編成、財政運営をしたら下田市は破綻します。これが質問の2点目です。

寄附の性格をあいまいにしたまま、議論を聞いていけば、指定寄附で要望書だと言ったって、使い道は南豆製氷に使うんだと言っているわけですから、こういう言い逃れは許されないわけです。この点を明確にさせていただかなければならぬ。少なくとも撤回して、どうしても

それを採納、受納したいならば、負担づきの寄附として議会の議決を求める。これが議会制民主主義の常道です。

3点目に、昨日までの一般質問で、土屋誠司議員が稲梓のあずさ山の家にある、下田市内はもちろん、郡下でも数少ない早咲きの大島桜、樹齢280年からの巨大な早咲きの大島桜が伐採されて、そして貴重なですね、下田市民、稲梓の住民が大切に育てたそういうものが伐採された。歴史的な景観、自然的な景観、市民の環境、こういったことに対するですね、切られたことに対して、市長以下、一言も謝罪もなければ、あるいは陳謝もない、責任もとろうとしない。こういう、要するに自然環境や歴史的環境というものを無視した行政を行っている中で、今回の歴史的な建造物のまちなみだとかなんとかと、これもまたおかしな話のような気がするんです。

歴史と自然を生かしたまちづくりとか環境とか言いますが、どうもちぐはぐなことを感ずるのは私一人だったでしょうか。少なくとも、下田のすぐれた景観をつくっているそういう歴史的な建造物と同時に、もう一つそういった貴重な早咲きの桜やなにかを伐採をされているのに、それを許可していたと。そして、それに対する議員の指摘に対して、一言も反省や陳謝もないと、この市政の姿を僕はそこで見たわけです。この市政の姿をここに見たと、これを見たのは私一人じゃないと思うんです。多くの市民は、これでもって極まりないという感じがしたと思うんです。

私は、あえて今回そのことをこのときに申し上げて、歴史的な建造物云々と言うけれども、その具体的な策がないままこういうことを軽々におやりになるということについては、慎重にした方がいいんじゃないかならうかと。

もう一つ、最後に、仮にこの条例をつくって、南豆製氷問題に公金を投入しようとする事になれば、これはとめどもないですね、下田市の次々と負担になるものだと。例えば、耐震補強、あるいは屋根の補強、あらゆるものがあれると。そこで、最後に、原則的に下田市の基本的な姿勢として、歴史的な建造物であれ何であれ、大切なものとして保存していこうということについては、多くの市民が異論はないと思うんです。しかし、所有者の責任と公費による支援、こういったものに対する明確な区分をしていかないと、この先、今後の行政の大混乱を招くと思うんです。所有者がきちんと歴史的な建造物として大切に保存しようという姿勢と市としての、要するに公としての責任という、あるいは援助という、こういうものを明確にしていかないと、間違いを生ずるのではないかと。

そこで、この下田市は、南豆製氷跡地に対して今後、巨大な財政投資をしようとしている

のかどうなのか、これをお伺いします。

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時17分休憩

午後 2時33分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、休憩前にご質問をいただきました点の中で二、三、私の方から答弁できる範囲のものは答弁させていただきます。

まず、基金の目的、設置の部分でございますけれども、お手元に今回の基金条例の概要について説明資料を配付させていただきました。その中で、2点目の基金の設置ということで、「この目的を達成するために、下田市伝統的まちなみ景観整備基金条例を制定し」という文言でございますが、これ伝統的じゃなくて、歴史的まちなみ景観整備基金条例でございますけれども——を設置するというので、この基金は、必要に応じて下記の事業に充当するものとするということで、歴史的建造物等の保存・活用に関する事業、これは歴史的建造物保存条例で指定された建造物や登録有形文化財として登録された建造物、その他市長が認めた建造物の保存・活用に要する経費として充てますよと。

2点目は、伝統的景観を生かしたまちづくりに関する事業として、まちづくりに関する景観計画やビジョンの策定に要する経費等について充当する目的基金ですよというような形をとっております。

それから、2点目の寄附金の受領はいつであるかということでございますが、6月21日に受領をしております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） それでは私の方から、少し考え方を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、なかなか今、まちづくりという観点でこの下田をどうやって元気にしていこうかということでは、いろいろ議会等でも答弁させていただいた経過があります。いわゆるまちの顔がないというのが今の下田の欠点だよということを大変言われておまして、これからは下田という、やはりまちの顔をつくっていかなきゃならない、こういうまちづくりを目

指したいということでございます。

今までの経過の長い歴史の中で、下田小学校のあのなまこ壁の本館が、やっぱりまちづくりの中で簡単に壊されてしまったという経過の中で、下田市民とすれば、あの時代から何か新しいものを求めていけばいいのかなという方向性が種をまかれたのではなかろうかというふうに私自身は認識をしております。まいまい通りしかり、いろんな面でせつかく下田がいまちなみを持っていたものがどんどん壊されてしまう。これを今保存していかなければ、これからの本当に50年、100年たったとき、下田の人たちがこういうものを残しておいて今の下田がある、こういう時代は必ず来ると思います。

そういう中で、私自身は、本来ならば市の財政が豊かであれば、ある程度市の財源、いわゆる市民が納めてくれる税金でもってそういうまちづくりができるのではなかろうかと思いますが、これが今の財政状況の中ではできない。こういう中で、そういうまちづくりに対し、市民が考えている、自ら求める下田の市民たちがこういう建物を残しておいてほしいよというものに、自分のお金を寄附という形で積極的に参加をしていくまちづくりというのが、これは新しいまちづくりのあり方の一つでもあろうというふうに私自身は考えております。

ですから、行政だけでお金を出して、計画をつくってやるというんじゃなくて、市民の皆さん方がこういう基金があれば、いわゆる1円からでもいいわけですから、自分のお金を出して、ぜひ自分たちのお金も出すから、こういう大事なものを残しておいてほしいよという希望をかなえてやるというのも、行政の責任ではなかろうかというふうに思います。

今までは、ほのぼの福祉基金という形で、市民の方がこれを使ってくださいというのは、みんなすべて大体福祉の方に使われてしまう。しかしながら、市民の方の中にはそういう思いで、なまこ壁とか伊豆石の建物をぜひ残しておいてほしいよと。せつかく今これだけあるのに、何で何にも手をしないんだというようなことを考えれば、ぜひ市民が自分の考えるものにお金を寄附する基金というものがあってもいいのではなかろうか、こういう思いで提案をしているわけでありましてけれども、これが多分もしできないということになったら、このまちづくりというものは大変厳しい状態になる。歴史的な建物を残していく、古いまちなみを残していくというまちづくりが大変危機に立たされる、こんな思いでございますので、ぜひご理解をしていただきたい、こんなふうに思います。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 2時40分休憩

午後 2時47分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

答弁漏れがあったということで、私の方からは事務的な部分でございますが、いわゆる議員がご指摘の自治法96条にかかわる負担つき寄附ではないかと。要するに、議決要件の寄附ではないかというご指摘がございました。その件につきましては、議員十分ご承知だと思っておりますが、負担つき寄附というのは、寄附を受ける際に一定の条件が付せられまして、その条件に基づく義務の不履行の場合には当該寄附が解除されるというようなものでございまして、要するにそういった意味では、その事業執行ができなければ寄附をもう回収するよというような意味合いの寄附でございます。

そういった意味でいえば、今回の600万円の寄附について限定して申し上げれば、これはあくまでも要望ということではいただいているわけございまして、事務の執行を義務づけているというものではないというふうに理解しております。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 南豆製氷、個人の建物に調査費といえども公費を使用することができるのかという質問でございます。これらについては、いろいろ議論をしまいいりました。各自治体は、やはり将来的にその建物を市の発展のためにどう生かすかという中で、個人のものといえども調査費を投入しているところもございます。

ただ、下田市といたしましては当初、公費を使つての取得、これはなかなか難しいということで、今、皆様に報告をしているような状況になっておりまして、将来的には当然にこの議会、また市民皆様方と協議をした中で、あれを何としてもですね、できたら下田市が管理できるような状態のものにしたい。そのためには、どういう投資をすれば、これがまちなみの基幹的な施設として生かされるかという、こういう調査もあわせて今お願いをしているところでございまして、そういう前提の中で、あれをどういうふうな生かし方、また、どれだけの例えば耐震的な工事をやるにしても、どれぐらいの金がかかるのかなど。寄附金も、こういうふうに立ち上げた中で、幾ら集まればあれが生かせるのかなど、そういうことも含めて調査をしたいということでもございますので、これは許される範囲というふうに判断をしています。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） まず、指定寄附というか、この寄附のことについて1点お伺いいたします。

今回、突然600万円の市内の商業協同組合というんでしょうか、貴重な財源の寄附の申し出があったということでした。この600万円の寄附を今回の予算では受け入れているわけですね、補正予算で。受け入れて、直ちに今回提案されているこの基金条例に、一般会計で受け入れた寄附を積み立てると。そして、同時にこの基金から直ちに400万円また戻して、その400万円で要望されたとおりの南豆製氷の耐震等の調査をするという、こういうのが予算の流れです。これをもって負担づきの寄附と言わずに、何ををもって負担づきの寄附というか、当然そういうふうに。

そして、寄附をして、一般的な寄附だと言うならば、それは一般的な市民の全体の利益のためにやると。ところが、この寄附は南豆製氷の調査のための寄附なんだと。そして、それはお金を出せということですから、これは予算の流れからいって、そのとおりじゃないですか。今、沢登さんに読んでもらって、大筋の流れはわかりましたが、600万円の寄附を受けて、基金でこれを受け、さらに基金から今度は一般会計に繰り出して、その400万円を南豆製氷の調査に充てるという、600万円の寄附のうち400万円もの南豆製氷の調査に充てるんですよ。

ですから、この先、私のあれしているのは、600万円の寄附を受けて、そして要望のとおりこれを行う。その先、下田市の公の施設でもないのにもかかわらず、これに対する財政投資を行い、400万円で足りなくなった。次は1,000万円かかる。さらにこの次は、今度は耐震補強するので何千万、何億かかるという、こういうことの一步を踏み出すことになる。こんなことをすると一步を踏み出すわけです。

ですから、その前に、さらに南豆製氷についていえば、市長は借金でこの南豆製氷の建物を買い取ると言い出した。そしたら、今度は田中さんということが、買ったからよかったと言い出した。そしたら、田中さんという人は、下田市が2年間何とか利用してくださいよと、わけのわからない、やみの中でのことなんです。南豆製氷の田中さん、そして下田市、さらにその先にある市民、この関係の中でのその説明という責任というのは何ら果たされていない。例えば、私たちは、田中さんが所有したこの南豆製氷を下田市はお金を出して調査していく。その先でどうなるという保証も何もない、見えていないわけです。こういうあやふやなことをやるべきではなからうかと。

ですから、私は全協でも申し上げました。南豆製氷の問題については、市民の合意の得られるような下田市と南豆製氷の所有者との関係、そういったものをきちっと説明した上で、そして公費を出せるような環境にあるかどうか、条件があるかどうかということをも市民にも議会にもはっきりとわかるようにしなきゃならん。今回、その条件をです、この歴史的な建造物何とか条例とあって、わけのわからない基金条例を出して、オブラートして出すというのは、これは政治手法としても、極めてあいまいな手法だと思います。

ですから、これは、やはり伊藤議員がおっしゃったように、これはもう少し精査し、撤回して、研究されてしかるべきだと。歴史的な建造物を保存することについて、だれも反対する人は1人もいないと思います。しかし、余りにも南豆製氷というものに対する投資というものが見え見えになっているわけです。

これは、ですから、南豆製氷との関係を、先ほど言いましたように持ち主の田中さん等々含めて、どういう関係で、どういう条件で投資ができるのかと、投資しても大丈夫なのかと、こういうようなことをきちんと明らかにした上でないとまずいのではないのかと。

そこでお伺いしますが、目的ということについての追加説明資料がございました。これで、どういう点で南豆製氷に資金が投入できるんですか、質問の第1点。この目的で、どうして南豆製氷に投資できるか、この点をまず明確にしていきたいと思います。

次に、調査ということについていうならば、下田市はもうこれまでリノベーションだとかクリエイティブコアとか、もうわけのわからないことで何百万円という金をそういう古い家の調査に使ったかと思えます。

〔「何千万」と呼ぶ者あり〕

○10番（小林弘次君） 何千万円ですか、もう単位が違う金を通り過ぎているんですよ、もう古い家がどうだとかこうだとかってやつは。市長、十分承知のとおりですよ、あなたが連れてきたあれなんですよ。こういう人たちに何百万、何千万という金を出して、古い家やなにか、歴史的な建造物だと、空き家だとかという調査をどれだけやったかわかりません。さらにこの上です、こういうことをするというのは、やはり今までの調査はすべてどぶに捨ててしまうことになってしまうのではないかと。行政というのは、蓄積されたそういう資料、財産というのを縦横無尽に駆使して、市民のために役立てる、これが行政の原則ですよ。したがって、今回、私は冒頭申し上げましたように、南豆製氷に対する公的資金の投入ということが今後についても条件が満たされているという、そういう説明をきちんとこの議会ですべきであると。

そこでお伺いいたしますが、口ではこの先いろんな歴史的な建造物云々ということについてのことを言いますが、この条例はもともと一般会計からの繰り出しをもとに想定した基金条例ではないと。市民の浄財、寄附金を当てにしての基金だということになります。そうだとしますと、あの南豆製氷の保存について、あるいは活用について、歴史的にはTMO等の会社が市民にこの基金、あるいは出資の呼びかけをして、ほとんど失敗しているわけです。

そういう面からしますと、あの南豆製氷の所有者であった商業協同組合からの基金出資以外にですね、というのは所有者であったということも含めて、こういう寄附が生まれたんだと思いますが、この先、何百万、何千万という、この南豆製氷を中心とする歴史的建造物の保存についての市民的な寄附金というものが集まる条件、見込みというのがあるかどうかがどうか。今までの経緯から考えて、ほとんどないと思います。口先だけ、何かそんな感じで事態は動いているのではないかというような感じがいたしますが、果たして言われるとおりの、目的を達成するための基金の財源というものが寄附金で確保できるような条件というのがあるのかどうなのか。

それと最後に、歴史的な建造物、まちなみについての保存の基本的な考え方がありますが、下田市としての基本的な考え方をこの際明確にすべきであると思います。基本的には、これまでの歴史的な建造物等についての考え方も、あるいは文化財についての考え方も、所有者において文化財としての登録や市指定文化財として指定する。そして、所有者が基本的にはその指定に基づいて大事に保存していく。それに対して、公の下田市はできる限りの修理であるとか、あるいはその他の保存についての支援をするという、こういう関係でした。したがって、これが当然だと思うんです。

仮に南豆製氷という一つの個人の所有に対してこの関係を崩して、市が直接公金を投入して行うということは、今後の文化財行政、あるいはまちなみの歴史的な建物等の保存についての基本的な方針というものに大きな問題点を残すと思います。したがって、私は、この歴史的な景観というものを保存するためはどうしたらいいのかという構想や、そういったものをきちんと進めるべきだと。

下田市の総合計画の中で、市長は知っているかどうかわかりませんが、冒頭、下田のまちはフィールドミュージアムという言葉が入ります。フィールドミュージアム、ちょっと難しいんですがね。タウンミュージアムとかフィールドミュージアム、当時、自分はこのフィールドミュージアムというのはどういう意味だと。まち全体が資料館のようなものなんだという、こういう考え方でまちづくりを進めるという、一種の基本構想の大前提にあるわけなん

です。これは、したがって市長が特別に歴史的建造物を今やるんだとかやらないとかということじゃなくて、下田市の基本構想の中にそういうものが位置づけられているわけでありませう。

したがって、私は今、下田市として南豆製氷の問題について、今、下田市としてどうするかということになれば、所有者に対して、有形登録文化財としての登録をしていただき、大事に保存するために、所有者として願います。そして、下田市としては最大限の援助をすると、こういう関係が一番いいのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） まちづくりのビジョンというのが今までどういうふうに、小林さんは議員ずうっと長くやられていますよね。こういう中で、フィールドミュージアムということ言われました。確かに、下田の場合は、この限られたまちの中で、本当にミュージアムになる価値観というのはいっぱいあると思うんですよ。ただ、それがいわゆる方向性がよかったのか、悪かったのかというのを今考え直す時代になっているんじゃないかと思います。

ですから、我々は、本当になまこ壁の小学校を壊されたときに、大変悔しい思いをしました。その後に格好いい市民会館というのがつくられたわけでありませうけれども、その格好いい市民会館が今、雨漏りで大変な苦勞している。ベイステージだってそうですよ。果たしてそれが、あのスタイルが下田に合っていたかどうか、これだってやっぱり大きな反省をしなきゃならない。ただ、私は今、この大事な時代に、せっかく開国のまちという看板をしょっているまちに残っているこの古いまちなみを今残さなければ、どんどんだめになってしまうという思いの中で、ビジョンづくりをしっかりとしたいという思いがあります。

しかしながら、私一人だけ、あるいは役所で考えているビジョンが果たしていいのかどうかという問題がありますから、今までいろいろこのまちづくりの思いを込めてやってくれた方々に、こういう仕事のビジョンづくりを、データもいっぱい持っていますから、そういう取りまとめを来年の3月までにつくって、映像で見せながら、下田市民の方にこういうまちなみを残そうよという形で、市民が参加してくれるようなまちづくりをしたいという思いがあって、今回の商業協同組合が寄贈してくれました大変大きなお金でございませうので、この中で、この要望の中にもありますように、構想づくりをしていただきたいという要望がありますから、その中で来年の3月までには、言葉だけじゃなくて、やはり映像で見せる、こんなまちが将来残りますよと。それには、前々から言っておりますように、例の景観条例だっ

て考えなきゃならない。そういう思いでもって今回、このような形を言っているわけであり
ます。

ですから、県の方もそういう今、景観の方のガイドラインができましたので、これに沿っ
て今、建設課の方もそういう準備を着々としていますし、町中に入って市民の方々に聞いて、
来年の3月までにいろいろビジョンをつくっていきたいと、こういう考え方で進めておりま
すので、ご理解をいただきたいのかなというふうに私は考えております。

ですから、これを今やらなかったら間に合わなくなると思います。どんどんどんどんまち
の古いものが、もう所有者がかわっていますよね。ですから、今まではそういう方々の思い
で残されていましたが、例えば相続された方が、もうこの建物は要らないよと、私は
新しいものにつくり変えたい。でも、これがばらばらで、下田市の考え方をつくってなかつ
たら、そういう方は一つ一つ壊してしまう危険性がある。でも、下田は将来に向かってこう
いうまちなみを保存していく今ビジョンをつくっています。あるいは、もう来年の3月には
それを示したい。これを見ていただいて、まちづくりをしていくべきだというふうに僕は思
います。

ですから、今回の南豆製氷の問題も、大きな行政の資金投入は大変議論が分かれました。
ですから、私も大変迷っておったところに、2年間、私が買って残してあげますよと、こう
いう方が出てきてくれたというのは大変チャンスだと僕は思うんですよ。もしこれが、じゃ
あ公的資金も出せないといったら、商業協同組合は多分壊して、駐車場にするしかない。そ
うなったとき、どうなりますか。ですから、大変な心配もある反面、こういう思いを持った
方が下田市民となっていて、自分で買った建物は保存しますと。ですから、下田市の
皆さんが考えてくださいよという投げかけがあった以上は、我々はそれを受けて前に進めて
いく必要がある。市民も、多分そういう今思いで、どういうふうになるかということに期待
して待っていると思います。

○議長（森 温繁君） 基金が集まる可能性。

番外。

○市長（石井直樹君） すみません。何か基金の集まる見込みというのがあるのかということ
でございますけれども、いわゆる単なる下田のまちなみ整備といったら、応援してくれる人
は限られると思います。しかしながら、歴史的なものを残そうという取り組みに対しては、
まだまだ下田市民以外にも理解をしてくれる方が出てくる可能性はあります。それが、いわ
ゆるもう消えてしまいましたけれども、5,000万円を出しましょうと言ってくれた方ですよ。

でも、あれに対して、やっぱり反対意見が出てきたから、あの人は撤退しちゃったんです。私のお金を5,000万円出しても、下田の人たちが本気になってやってくれなかったら、むだ金になってしまう、それじゃあよしますよと。

ですから、やはりこういう条例をつくって、歴史的なものが残っている下田を大事に残していくという市の姿勢があれば、これはそういう思いを持ってらっしゃる方も出てくるであろう、あるいは下田市出身の方々にも、こういうものを、先祖が残してくれた大事なものを残していきたい。ですから、もし成功して余裕があれば、こういう下田のまちなみづくりの歴史的なものを残すという基金にご寄附願いたい。こういうことは活動として我々にはできるというふうに思っています。

ですから、幾ら集まるなんてことは全くわかりませんが、やらなきゃできないということだと思います。そういうつもりでございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、今回のこのお願いしている調査、これは中心になるのは南豆製氷かもしれませんが、下田市全体の伝統的なまちなみ景観整備の計画でございます。ですから、今まで皆さんとの議論の中で、間違いなくこの南豆製氷というのは起爆剤になるなということは、統一した認識であろうかと思います。

ですから、今後、議論をしていく中で、大変な構造のものであるということは十分わかっているわけでございまして、これをどのような形の補強をしたときに使えるか、それも調査の一つでありますけれども、それだけではなくて、伝統的、またまちなみ、そういう全体の計画を調査をして、そして今後のまちづくりを進めていくということになろうかと思います。

ですから、今の寄附をいただいた要望に沿っての投資ということで、ほかに大きな投資を今ここでするという計画はございません。また、当然に基金等が集まって、そういう投資をする場合は議会で議論をいただくことになろうかと思います。今の段階では、投資については許される範囲だと思っております。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 議論も余りかみ合わないようでございまして、情緒的な議論になってしまっはしようがないと思いますが、一番申し上げていけば、下田小学校の旧バルコニー型のあの洋式建築と和式建築の混合のような大変立派な建物であるということは、自分もかつて承知しております。ただし、取り壊されたときには、昭和39年から昭和40年前後で、いわゆる児童・生徒の急増という事態に直面しまして、そしてある意味では、当時の財政事

情から城山公園等への移築等が不可能だという条件のもとで、当時の指導者の皆さん、昭和39年から昭和40年前後の指導者の皆さんがやむなくあの校舎を解体して、そしてそこに下田小学校の鉄筋コンクリートの建物、3階建てだと思いましたが、建築したという経緯ですね。市長の言われるとおり、これを破壊し、何の苦悩もなくつぶしてしまったというふうなものではないわけです。

したがって、これとこの南豆製氷を結びつけるということは、いささか時代の錯誤というか、時代状況の変化ということからするならば、無理があるのではないのかなと。そうでなければ、この先見の判断というもの、あるいは下田の当時の児童・生徒の急増というものに対応した教育関係者の一つの決断というものについて、ある程度の理解、評価があって私はしかるべきだというふうに思います。これは、一つの私なりの下田小学校解体に対する評価の問題であります。しかし、それを今、何か声高に言って、40年、50年近く前の話を持ち出しているというのは、ちょっとアナクロニズムのような感じもしないわけじゃございません。

そこで、今日、歴史的なまちなみというものを整備することについて、あるいは保存することについて、だれも反対する人はいないと思います。1人として、歴史的なそういう建造物、あるいはまちなみが保存されて、後世に向かって残されるということについて反対する人は1人もいないと思います。しかし、これに対する一つの原則的な文化財、歴史的な建造物、この保存についての原則的な考え方と、そして仮にこの保存を進めるということでのまちが進めるということになれば、例えば歴史的な建造物保存地区というふうなものを指定して、そしてそこにおける構築物についての一定の規制を加えるとか、そういう形での私権の制限というのがあるわけです。

例えば、あえて言えば、函館市のあの開港場となった函館は、当時、ロシア大使館とロシア領事館と置かれて、貴重なロシア正教の立派な建物等、あの函館山の中腹にそういう施設がつながっていると。これらを歴史的建造物の保存地区として、地域を都市計画的に指定して、そしてその中におけるそういうものを保存していこうという、要するに私の権利に対する一定の制限を加えると。仮に下田市がこの歴史的な建造物というものについて、下田に点在する歴史的建造物について、やはり市が直接お金を出して、一つ一つの個々のものに対してどうこうするということについては、これは問題があるのではないのかと。これについては、やはりいろんなことで問題が出てくるということは自明のことであるわけです。

ですから、1つは、やはり歴史的な建造物の保存等については、基本的には所有者と下田市とが十分話し合いをして、所有者の責任においてこれらを今度保存していくという、こう

いう姿勢というものをこの数十年間、下田市はとってきたわけです。これをここで南豆製氷を通じて、個人のいろんな格好の中で、南豆製氷がこの田中さんというのに手に入る過程については、例えばある種の遊技場が土地所有を考えると、それに対してそこが駐車場になつては困ると、こういうことから商業協同組合が取得する。そして、商業協同組合としては、これをこの先駐車場とするにしてみても何にしてみても困つたと、そういう状況の中で保存しよう。そして、実は商業協同組合がこれを歴史的な登録文化財として申請し、文化財として保存しよう。そして、いずれはその建物は下田市が買い取って、そして公の施設として生かしていこうという、こういう枠組みがあったわけ。

それが今度は、にわかに一転して、田中さんという方が買ったという、この南豆製氷をめぐる、このわずかな期間の流れというものは極めて複雑な対応を示しているわけです。ある意味では、すぐれて、一種のですね、市長の言うような建造物の保存という、あるいは歴史的なまちなみを守るという、こういうものとは別な意図に基づいて、こういうものが生まれてきたという経緯もあると思います。したがって、そういう経緯からするならば、私は南豆製氷について、市長の熱い思いは何回も語って聞かされました。しかし、そうするには、個人の所有と下田市との関係をきちっと整理をして、こういうことでやるんですという、こういう透明性を持ってしないと、そういうことをきちっとしないと公費、要するに財政公費の出動というのは禍根を残すと、こういう考え方です。

したがって、南豆製氷問題について、下田市は本当に今お金を出すとするならば、今後、南豆製氷に対して、これをどうすると。そして、どういう施設にして、そしてそれをどういう形で市民や観光客の皆さんに提供するという、こういう最低構想を示さない限り、今、お金を出したり何したりするというのは、中途半端なものになるのではないのかなというふうには私は思うわけです。

そこで、大変長くなりましてあれですが、条例の問題に限っていえば、どうも言うほど、南豆製氷のための条例か、南豆製氷の整備のための条例か、それともこれでは批判が多いから、市内に点在する歴史的建造物の保存のための条例かということであれしようとしているわけなんです、実態はどうも、説明はあるいは実態は南豆製氷問題に収れんされると思うんです。

その他とすると、今言ったような問題が残るわけです。そういうことをきちっともう少し整理して、田中さんとの関係について文書の約束があるならば、きちっと市民の前にもあるいは明らかにしていただいて、こういう約束、こういう話し合いでこうなりますと、こうい

うことをちゃんとした上でなければ、これは軽々にやるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 小林さんは、市民に明らかにしろ、明らかにしろと言っていますがけれども、田中さんは記者会見の中で、自分の思いはしっかりこの下田市の中で語っていますよ。それだって記事になっていますし、この間の商業協同組合さんとの契約の内容だって、新聞にしっかり内容が書かれているじゃないですか。だから、そういう中で、ある程度私はもう理解をさせていただいているというふうに思っています。

それから、この基金の設置の問題は、先ほどから言っているように、ですから今配ったじゃないですか。この中に、ちゃんと南豆製氷のものじゃないということ書いてありますよ。この基金の事業というものはこういうことにやるんだということで、今、小林さん言っているように、歴史的建造物だとか文化財として登録した建物だとか、あるいはそういうもののためにこういうお金を有効に使っていくと、今、配らせていただいたじゃないですか。この中にしっかりうたった中での基金条例の整備ということでお願いをしているわけです。それを、だから理解してくださいよ。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 大変、伊藤さん、小林さんの議論を聞いていまして、市長の方の一定の混乱があるのではないかと、そこをぜひ整理をしていただきたいと思うわけでございます。

その第1点は、下田市の歴史的なまちなみの保存をしていくためのこの基金であると、こういう規定をしているわけでございます。その点については伊藤さんも指摘されましたように、このまちなみを残していこうというのは、石井直樹市長になって初めて提案したわけではないと。歴史的建造物の保存条例等々含めまして、まちなみを残していこうという伝統と一定の取り組みはあったと思うわけです。

今日、そういう意味では、旧町をどう活性化していくのかと、まちづくり三法も改正になって、早急に協議会をですね、市も入った、TMOも入った、それぞれまちの人たちが入った、どういうまちなみを、まちをつくっていくんだと、こういう協議会になるだろうということを市長自身が私の質問に対して答えていると思うわけです。

そうであれば、きっちりとリノベーションの轍を踏まないように、この南豆につきましてもいろいろ応援団や、いろんな市民の参加や応援があるわけですから、そういう人たちを含

めて、きっちりした基本の計画をつくっていきと。いつごろまでにどのような計画をつくって、どういうぐあいにまちづくりをしていこうか、それを支えてくれるのはこういう人たちだと、こういう計画がきっちりつくられていなければならないと思うわけです。その計画に基づいて、このぐらいのお金がどうしても必要になるんだと。市にはお金がないので、その点については寄附金を多くですね、市民及び国民に、全国にお願いをしていくんだと、こういう筋道でなければならないと思うわけです。

そういうことでいえば、今日、寄附金を受けて、明日からそれに取り組むんだと、とてもそういうことではなくて、今までの実績や経験をきっちり整理して、その議論の上に協議会を持って、計画をきっちり立てていきと、財政計画も実施計画も立てていき、こういうことが必要だろうと思うわけです。しかし今、その一方で、市長自身が述べていることは、南豆製氷が今日まで壊されずに、新しい田中さんという人の所有に移って保存ができそうだということについては、一定の評価をさせていただきたいと思うわけですが、それが2年間の期間だと。その2年間の間に一定の目鼻をつけなければならないと、こういうような思いで市長が、その本心はそちらの方にこの基本条例の制定の理由があるのではないかと、このように思えるわけですね。

そうしますと、当然、民間の建物ですから、TMOがやりましたように、民間の施設については民間の人たちにやっていただく、基本的には所有者にやっていただくと、こういうことになると思うわけです。登録文化財の登録も、新たな所有者にお願いをします。そうでないとしたら、その建物を市に寄附していただいて、市のものにするであるとか、あるいはきっちりした貸借契約を結んで、いついつまで無料ですよと、その後はこうなりますよと、そういうものをきっちり提示して、初めて公がそれにかかわることができる。市長の残したいという思いと今の行政がやるべきことの法体系上のやれることと、その区分がきっちりつけられていないというところが問題になっているんだろうと思うんです。

大変な混乱が当然そこで起きてくるわけです。それらのことについて、小林さんが何度も質問をしているわけですが、全く返事が返ってきていないと、ここに議論が進まない大きな原因があると思うわけであります。

この600万円のお金で、一定の2年間の間の南豆製氷の耐震であるとか、どういう計画だとかというような構造的なものを調べたいというのであれば、何も直接そこに市がかかわるという必要はないのではないかと。民間の人同士でやっていただいたらどうなんだと、そういう見解も当然出てこようかと思うわけです。

商業協同組合の人たちが600万円の大変なお金を出してくださっていると、そのお金で新しい所有者、あるいは協同組合の人たちがそういう調査をする、あるいはTMOが加わってきたというような経過からいえば、商工会議所やTMOの人たちがそういうものを民間のそれぞれの団体として、公の仕事ではなくて、民間の仕事としてどういう実態になっているのかということの調査はすると。既にそういう意味では、TMOは一部建設に当たりまして、一定の調査をしているという経過もあろうかと思います。全くそこら辺の整理がですね、法令上の整理、実態上の整理がされていないと。ですから、そういう意味では、そのこのところの返事もできないというような状態の議論になっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 整理をしろ、整理をしろと言いますから、ちょっと整理してもう一回言いますけれども、沢登さんたちは今まで、ビジョンづくりを市長がどんどん示せということをして盛んに言ってきたでしょうに。今度は、それをするために、市民の皆さん方がこういう我々は窮余しているけれども、応援するからビジョンづくりをやってくれと言ってきているのにね。今度それをやろうとすれば、市民にそういうビジョンづくりはやらせろ、商工会議所にやらせろ、商業協同組合がやればいいじゃないかって、そういうのはおかしいじゃないですか。

だから、市長として、市長の思いのまちづくりのビジョンを示せ、示せと言うから、私一人で考えたり、あるいは下田の市民の方々の中連携会議というのをつくっていますよ。この中でやったって、最後は堂々めぐりになっちゃうんですよ。ですから、しっかりしたそういうビジョンのできる専門家に市民の中に入れていただく、こういう連携会議の中にも入っていただく。そういう中で、市民の皆さんの思いを受けて、しっかりしたビジョンづくりを市として出すという、これ何が間違っているんですか。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） そうであれば、600万円を実質的に負担つき寄附のような形で受けて、400万円をこの補正予算で出すというようなことで、そのこの整合性が全く整っていないじゃないですか。それは、もう全く地方自治法違反と言われるような事態になっているということ自身を市長が認識をしていないということだと思います。

南豆製氷所と言いますけれども、ここを出されている条例は、下田市全体の歴史的建造物をどうしていくのか。既に旧町内にも30あると言われている状況のものをどのように整理し

ていくんだ、こういう議論に当然なるとは思います、市長が当面言っていますのは、南豆製氷以外には口にしていないという、こういう実態ではないですか。それをもって、すべて市長のまちづくりだと、このような議論ですね。そこの整理を市長自身がしてくださいということを言っているんです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） だから、言っているじゃないですか。南豆製氷を含んだ下田にある、町中に今ある歴史的な建造物、先ほど商業協同組合の要望の中にもそういうふう書いてあったでしょう。ですから、そういう中でのまちづくりをするビジョンづくりと言っているじゃないですか。南豆製氷だけのビジョンづくりなんて言ってないでしょうが。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） リノベーションというような形の計画があるでしょう。それについての反省をどうしているんだと。しかも、今度新しい都市計画プランができて、新しいまちづくりをしていくんだということで、まちづくり三法も改正になって、市はそれらのものに取り組んでいかなければならないということ自身を市長自身が答弁しているでしょう、私の一般質問に対して。そういうことをきっちり整理しなさいということを行っているんですよ。

○議長（森 温繁君） ほかにありますか。5番。

○5番（鈴木 敬君） 先ほどからの議論を聞いていて、なかなか堂々めぐりをしているというふうな思いがすごくあるんですけども、そもそもこの基金条例をつくろうというふうに至った経緯というところも、まず考えていかなければならないと思います。

大きくは下田市あるいは日本全体そうなんですけれども、経済の落ち込みの中で、特に観光地等々は大打撃を受けております。そのような中で、観光地として生きていくためにはどうすればいいのかというふうな中から、まちづくりという言葉が具体的な内容を持って課題として出てきている。そのような中で、じゃ具体的にまちづくりをどういうふうやっていくのかというふうな一つの大きなきっかけが南豆製氷の保存運動でありまして、これがすべてではありません。あくまでも契機ですけども、でも、このような南豆製氷も残せないようなまちが、これから観光地として生きていけるのかというふうな思いは僕自身にもありますし、ここにいる議員の人方たちも、あるいは市民の多くの人たちもあると思います。

しかし、だからといって、ではどういうふうにして残していくのか、どういうふうにして活用していくのかというふうなことが今問われているわけですし、それをしていくためには、まず一人一人の市民の方もそういうところに参加してもらいたいというふうな中で、この基

金条例、基金受け皿をつくりまして、おれはそのためにはこれだけの寄附をするよというような人たちの思いをもっと集めようというふうなところが、この基金をつくろうというふうなそもそもの原点ではないかと私は思っております。

そういうふうなところで、とにかく一部の人たちが動いているだけじゃなくて、多くの市民がこれからこのまちをこういうふうにやっていこうというような思いを、私はこういうふうなために私のなけなしの金を寄附しますよというふうな、その受け皿が今までなかったわけで、あるいは僕なんかも個人的には南豆製氷応援団等々の中でいろいろ寄附金集めもやってきましたが、なかなかうまくいかない面はあります。でも、一応下田市がそういうふうな形で、こういうふうなまちづくりをやっていくよという中で、公のそういう受け皿をつくり、あるいはまたここに書いてありますように、それについての減免措置もあるよと、免税措置もあるよというふうなことでやっていただければ、より多くの人たちのそういう思いがそこに集まってくるのではないかとというふうなことから、私はそういう意味で、基金をつくるということには、もうぜひとも進めていただきたいと思います。

それと、その問題と、ではそういうふうな集まった基金をどういうふうに使っていくのかというふうなのはイコールではありますけれども、そこはまたいろいろ議会の中で、それを使うに当たっては当然補正なり、あるいは予算の中に上程すると思いますので、そこで十分議論していく問題であると思います。とにかく一緒くたにしたって、やっていくのは、そこからは全然議論が進んでいかないと思います。これは質問ですので、市長のそこら辺についての、私の考えについての答弁をお願いします。

○議長（森 温繁君） 5番議員、質問いいですか、明確にしなくて。

○5番（鈴木 敬君） 要望じゃなくて……。

○議長（森 温繁君） じゃ、答弁はいいですね。

○5番（鈴木 敬君） はい、いいです。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時35分休憩

午後 3時46分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第53号～議第59号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第53号から議第58号までの各補正予算につきまして一括してご説明いたしますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意願います。

まず、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,194万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,094万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほどご説明させていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正（追加）は、指定金融機関の指定先が本年7月1日より新たな金融機関に変更されることに伴い、その収納窓口業務手数料について新たに債務負担を追加設定するもので、期間は平成18年度より平成20年度まで、限度額は事業予定額210万1,000円の範囲内で、指定金融機関が収納窓口において公金事務を取り扱う職員を派遣する旨の契約を平成18年度において締結し、平成18年度予算計上額78万8,000円を超える金額131万3,000

円については平成19年度以降において支払うというものであります。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただいて、第3条地方債の補正は、5ページ、第3表地方債補正の1の追加で、4月12日の集中豪雨により被災した市道道隈線道路災害復旧工事の財源として借り入れるもので、起債の目的は公共道路橋梁・河川災害復旧事業、限度額1,230万円で、起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりであります。

2の変更は3件あり、県単道路整備事業ほか2件の事業につきまして、起債取り扱いの変更に伴い、当初予定していた行政改革推進債の拡大分での対応が不可能となる見込みのため、それぞれ補正前の行政改革推進債に変えて、補正後の臨時地方道整備事業債の限度額の範囲内に振り替えることによる変更であり、起債の方法、利率、償還の方法は変更はありません。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、ピンク色の補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、17款1項2目利子及び配当金は1,000円の補正で、議第52号でご説明した下田市歴史的まちなみ景観整備基金を創設することに伴い、基金発生利子を収入とするというものであります。

次に、18款1項5目総務費寄附金は610万円の増額で、5月29日、昭和をこよなく愛する会及びいきいき下田の連名で、まちづくりに役立てるためとして10万円の寄附があり、また6月21日には下田市商業協同組合より、歴史的景観をいかしたまちづくりの推進のためとして600万円の寄附があったため、それぞれ寄附金として受け入れるものであります。

19款2項1目歴史的まちなみ景観整備基金繰入金は400万円の増額で、歴史的まちなみ景観整備基金よりの繰入金、21款5項4目雑入は320万円の増額で、財団法人自治総合センターよりコミュニティー助成事業として大賀茂区れんげ祭用の機材一式、広岡区祭典用太鼓整備事業が採択され、その助成金として受け入れるもの。22款1項3目道路橋梁債の1,220万円、街路債務の2,200万円、住宅債の850万円のそれぞれの減額は、地方債の補正で申し上げたとおり、起債の振り替えに伴うそれぞれの減額であります。

22款1項8目現年発生補助災害復旧事業債は1,230万円の増額で、地方債の補正で申し上げたとおり、市道道隈線の公共災害復旧事業の財源として借り入れるものであります。

続いて、総務課関係では、17款2項1目不動産売却収入は、2カ所の市有地売却による780万円の増額で、中字金久保841番75、原野279平米を446万4,000円、五丁目149番2ほか7筆、278.03平米を333万6,000円の売却というものであります。

続いて、福祉事務所関係では、21款5項4目雑入は198万6,000円の増額で、お年寄りと子

供たちとの交流の中で、健やかな心と体の育成と地域の活性化を目指すという事業を行うというもので、財団法人地域社会振興財団より長寿社会づくりソフト事業の交付金として受け入れるものであります。

続いて、健康増進課関係では、15款1項1目国庫・保険基盤安定負担金79万4,000円の減額、16款1項1目県費・保険基盤安定負担金1,420万6,000円の減額は国保税の軽減額確定に伴うもの、19款1項2目国民健康保険事業特別会計繰入金450万1,000円の増額、19款1項3目老人保健特別会計繰入金1,344万5,000円の増額は、補正内容記載のとおり平成17年度精算分を受け入れるものであります。

続いて、産業振興課関係では、21款5項4目164万8,000円の増額で、国道414号改良事業に伴い林業構造改善事業により森林組合が取得した施設を処分することとなったため、県費補助金返還金受け入れ分135万8,000円と市補助金返還分29万円を受け入れるものであります。

続いて、建設課関係では、15款1項3目土木施設災害復旧負担金は2,476万1,000円の増額で、起債の説明で申し上げた市道道隈線災害復旧事業の国庫負担金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、企画財政課関係では、2款1項7目地域振興事業として400万円の増額は、歴史的まちなみ景観活用計画策定業務委託として、旧南豆製氷所を中心とした旧町内の歴史的まちなみの景観を保存・活用するため、歴史的建造物等の調査及び保存活用計画の策定を委託するものであります。

続いて、ふるさとづくり事業の320万円の増額は、歳入で触れさせていただいた自治総合センターコミュニティー助成事業として、関係各区に補助を行うもの、2款1項20目歴史的まちなみ景観整備基金は610万1,000円の増額で、歳入でご説明申し上げた寄附金及び発生利子を歴史的まちなみ景観整備基金に積み立てるものであります。

2款9項1目電算処理総務事業36万9,000円の減額は、17年度専決補正予算でご説明申し上げたクライアントサーバーシステム機器リース料の債務負担行為の変更に伴い、本年度負担分が減額となるものであります。

12款1項1目予備費は80万8,000円の増額で、歳入歳出調整額であります。

次に、総務課関係で、2款1項12目工事検査事務は3万円の追加で、検査員連絡会総会の開催市が決定したことによる旅費の補正であります。

次に、出納室関係の2款1項10目会計管理事務は、債務負担行為の追加で申し上げましたが、指定金融機関の変更に伴い債務負担に組み替えるものであります。

次に、市民課関係では、4款1項6目伊豆斎場組合負担事務13万2,000円の減額、8款1項1目下田地区消防組合負担事務1,808万1,000円の減額はそれぞれ職員給与10%カットに伴う負担金の減、8款1項3目消防施設整備事業は98万9,000円の増額で、原田消防詰所のトイレ改修工事を行うものであります。

次に、福祉事務所関係では、3款1項1目社会福祉総務事務は15万2,000円の増額で、車両の車検関連経費及び燃料費であります。

続いて、3款2項1目老人福祉総務事務は198万6,000円の増額で、歳入で触れさせていただいた長寿社会づくりソフト事業として多世代交流地域ふれあい推進事業に財団法人地域社会振興財団からの交付金を補助金として支出するものであります。

続いて、3款3項7目伊豆つくし学園組合負担事務は276万9,000円の減額で、職員給与10%カットに伴う負担金の減であります。

次に、健康増進課関係では、3款7項1目国民健康保険会計繰出金は1,400万円の増額で、国民健康保険介護納付金赤字補てん分として、同じく保険基盤安定繰出金は2,000万円の減額で国保税減額分が確定したことによる減額であります。

続いて、3款8項1目介護保険会計繰出金は99万2,000円の増額で、介護保険システム改修の事務費ルール分の繰り出しであります。

次に、6ページ、環境対策課関係では、4款3項6目南伊豆衛生プラント組合負担事務は170万円の減額で、職員給与10%カットに伴う減額であります。

次に、産業振興課関係では、5款2項1目林業振興事業は135万8,000円の増額で、歳入で触れさせていただいた国道414号改良事業に伴う施設処分に係る国・県の補助金を県費補助金返還金として支出するものであります。

次に、建設課関係では、7款1項1目土木総務事務は225万円の減額で、職員1名分人件費を公共道路橋梁施設災害復旧事業に振り替えたもの、7款6項1目下水道会計繰出金は440万円の減額で、下水道施設包括的維持管理委託が入札により減額となったことが主な要因であります。

10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧事業は3,812万7,000円の減額で、市道道隈線道路災害復旧工事に要する経費であります。

以上で、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ

いてご説明いたします。

補正予算書の29ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ996万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億803万1,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の8ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者・医療給付費分現年課税分は8,560万円の減額、同2節一般被保険者・介護納付金分現年課税分は1,320万円の減額、1款2項1目退職被保険者等・医療給付費分現年課税分は1,180万円の減額、同2節退職被保険者等・介護納付金分現年課税分は480万円の減額で、それぞれ調定見込額の確定及び収納率の見直しにより減額となるものであります。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金・現年分は1,210万4,000円の減額で、一般療養給付費、老人保健拠出金、介護納付金の減によるもの。

4款1項1目療養給付費交付金・現年分は2,101万2,000円の減額で、退職療養給付費、退職老人保健拠出金の減によるものでございます。同2節療養給付費交付金・過年度分は2,000万円の増額で、平成17年度分精算見込みによるものであります。

5款1項3目県財政調整交付金・普通交付金は213万6,000円の減額で、一般の療養給付費、老人保健拠出金、介護納付金の減によるものであります。

8款1項1目保険基盤安定繰入金は2,000万円の減額で、軽減税額の減によるものが主なものであります。同5節その他一般会計繰入金は1,400万円の増額で、介護納付金赤字補てん分として繰り入れるものであります。

8款2項1目国民健康保険基金繰入金5,000万円は、歳出にも関連しますが、下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置管理及び処分に関する条例第2条の規定により積み立てた基金により繰り入れるものであります。

9款1項1目繰越金は7,668万3,000円の増額で、平成17年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みが確定したため補正するものであります。

続いて、10ページ、歳出であります。

1款1項1目国民健康保険総務事務は12万5,000円の増額で、病類別統計事務委託であります。

2款1項1目一般被保険者療養給付事務は2,500万円の減額、2款2項1目退職被保険者等療養給付事務は2,000万円の減額で、それぞれ療養給付費の見直しによるものであります。

3款1項1目老人保健医療費拠出金2,582万8,000円の減額、3款1項2目老人保健事務費拠出金1万5,000円の増額、4款1項1目介護納付金758万7,000円の減額は、それぞれの拠出額等の額が確定したことによるものであります。

7款1項1目国民健康保険診療報酬支払準備基金積立金の5,000万円は、歳入でも触れましたが、基金条例の規定により決算剰余金の一部を積み立てるものであります。

9款1項3目国民健康保険償還金事務は1,100万円の増額で、前年度医療・療養給付費の交付金及び負担金の精算見込みによる返還金であります。

9款2項1目国民健康保険一般会計繰出金は450万1,000円の増額で、前年度出産育児一時金、介護保険補てん分の精算返還に伴う繰出金であります。

10款1項1目予備費は280万5,000円の増額で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の45ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,437万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,637万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の12ページをお開きください。

まず、歳入であります。1款1項2目審査支払手数料交付金過年度分は30万5,000円の追加、2款1項1目国庫負担金過年度分は504万円の増額で、それぞれ平成17年度分の精算に伴うもの、5款1項1目繰越金は1,902万9,000円の増額で、決算見込みによるものであります。

続いて、歳出の3款1項1目老人保健償還金は1,092万9,000円の増額、3款2項1目老人保健一般会計繰出金は1,344万5,000円の増額で、それぞれ平成17年度分の精算に伴うものであります。

以上で、議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明を終わ

らせていただきます。

続いて、議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の57ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,308万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の14ページをお開きください。

まず、歳入であります。3款2項4目介護保険事業国庫補助金、8款1項4目一般会計繰入金はそれぞれ99万2,000円の増額で、介護保険システム改修に要する経費を事務費として国・市がそれぞれ2分の1ずつ負担するというものであります。

続いて、歳出の1款1項1目介護保険電算システム整備事業は198万4,000円の増額で、法改正に伴う介護保険システム改修業務委託であります。

以上で、議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の69ページをお開きください。

今回の補正は歳出のみで、第1条（歳出予算の補正）の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の14ページをお開きください。

歳出の1款1項1目田牛地区排水処理施設管理事業は29万7,000円の減額で、今回の議第48号でご説明いたしました指定管理者制により、従来の管理委託から直営の一部業務委託に変更となることによる減額であります。

3款1項1目予備費は29万7,000円の増額で、減額分を予備費で調整させていただくものであります。

以上で、議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につつまし

てご説明いたします。

補正予算書の77ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,160万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要にてご説明いたします。

第2条地方債の補正は、80ページをお開きください。

第2表地方債補正追加は、現在、公営企業金融公庫より借り入れる高利の企業債8.1%を予定率2.3%のものに借りかえるため、このたび1,100万円を借り入れるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の16ページをお開きください。

まず、歳入であります。5款1項1目一般会計繰入金は440万円の減額で、歳出の下水道施設包括的維持管理業務委託が入札により減額となったことが主な要因であります。

続いて、8款1項1目下水道事業債は1,100万円の増額で、先ほど地方債補正で申し上げた公営企業債借りかえの受け入れであります。

続いて、歳出の1款1項1目下水道総務事務は3万2,000円の減額で、平成18年3月31日の平成17年度専決補正予算にてご説明申し上げた新電算用クライアント機器リース料が債務負担の変更となったことにより、本年度負担分が減額となるものであります。

1款1項1目下水道受益者負担金賦課徴収事務は1,000円の追加で、郵便払込取扱手数料であります。

1款2項2目下水道施設管理事業は456万9,000円の減額で、歳入でも触れさせていただきましたが、下水道施設包括的維持管理業務委託及び下水道施設維持管理契約履行監視業務委託が入札により減額となったことが主な要因であります。

3款1項1目下水道起債元金償還事務は1,109万1,000円の増額で、借換債を活用し繰上償還を行うというものであります。

3款1項2目下水道起債利子償還事務は27万4,000円の減額で、繰上償還による減額であります。

4款1項1目予備費は38万3,000円の歳入歳出調整額であります。

以上で、議第53号から議第58号までの6件の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いいたします。

議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、予算書の1ページをお開きください。

補正（第1号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、取水新設工事に伴う新規取り出し委託費の増額補正、公営企業借換債に伴う支払利息の減額補正、資本的収入及び支出におきましては、収入で借換債に伴う企業債の増額、支出で借換債に伴う企業債還金の増額が主たるものでございます。

まず、第1条でございますが、平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございますが、予算第3条を次のとおり補正をするものとしまして、支出で第1款水道事業費用36万1,000円を増額し6億8,118万7,000円に、その内容といたしまして、第1項営業費用を100万円増額し5億1,422万2,000円に、第2項営業外費用を63万9,000円減額し1億5,796万5,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出でございますが、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億6,053万9,000円」を「不足する額2億6,064万5,000円」に、「減債積立金3,853万1,000円」を「減債積立金3,863万7,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款資本的収入で2,490万円を追加し1億9,541万8,000円に、その内訳としまして、第1項企業債を同額追加し1億5,890万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出で2,500万6,000円を追加し4億5,606万3,000円に、その内容といたしましては、第2項企業債償還金を同額追加し1億7,736万2,000円とするものでございます。

第4条は、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、1、企業債の目的、「改良工事費」を「改良工事費及び公営企業債借換債」に改め、第2、限度額、「1億3,400万円」を「1億5,890万円」に改め、5、償還の方法を「起債年度から据置期間を含めて30年以内に元利均等または元利均等半ケ年賦償還」を「償還年度から据置期間を含めて30年以内に元利均等または元利均等半ケ年賦償還とする。借換債については、借入年度の融通条件に

従う。ただし、繰上償還又は低利債に借換することができる。」に改めるとするものでございます。

次に、予算書に関する説明で、2ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございますが、支出といたしまして、第1款水道事業費用は36万1,000円を追加し6億8,118万7,000円に、内訳といたしましては、第1項営業費用100万円の増額は新設工事に伴う取り出し委託でございます。第2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費59万2,000円の減額は、借換債の低利債によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入第1項企業債1目企業債2,490万円の追加は、公営企業債の借換債によるものでございます。支出では、第1款資本的支出、第2項1目企業債償還金2,500万6,000円の追加は、企業債元金償還分でございます。

4ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は2,490万円を追加し10億1,222万9,000円に、支払資金は2,536万7,000円を増額し9億2,739万7,000円に、この結果、資金残高は8,483万2,000円を予定するものでございます。

6ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

予定貸借対照表に今回の補正(第1号)の補正予定額を増減したもので、6ページの末尾に記載してありますように、資産合計は60億9,557万3,000円となるものでございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は60億9,557万3,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8ページをお願いします。

平成18年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億7,885万1,000円から2の営業費用5億577万1,000円を差し引きますと、営業利益は1億7,308万円となるものでございます。

次に、3の営業外収益184万6,000円から営業外費用1億4,542万6,000円を差し引きますと、マイナス1億4,358万円となり、この結果、経常利益は2,950万円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利

益は2,050万1,000円を予定するものでございます。

以上、大変簡単でございますが、議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第53号から議第59号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。
3番。

○3番（伊藤英雄君） まず、財産収入のところに不動産売却収入780万円とありますが、これは下田市の不動産なので市有地売却なので、どこを、どのような理由で、どなたに売ったのか、差し支えなければ相手先まで教えてください。

それから、消防費で常備消防費が1,808万1,000円という大きな金額が減額になっているわけなんですけど、この減額の理由をお示してください。

先ほど来、条例において議論が尽くされたところなんですけど、基金に610万1,000円を積み立てるといってお話ですが、これは先ほどの議論でも明らかになったように、旧南豆製氷所のための基金であるわけなんですけど、歴史的な建造物については歴史的建造物条例というものがあまして、もうご承知だと思いますが、ここで建造物の所有者がご自身の努力によってこの維持を図り、不十分ではあるけれども、市としてはその努力に対して補助をしますよと、これが今までの下田市の歴史的建造物の所有者に対する対応だったわけでありまして。

しかるに、この基金の中で明らかになったのは、南豆製氷においては、所有者はご自身の努力というのが全く見えずに、市としてここを何とか資本投下してやるという。そうすると、なぜ建造物保存条例で指定をして、条例で建物まで挙げている、ここになぜ今までやってこなくて、やらないのか。もしこれを全部資本投下するという話になったら、今の財政状況の中で本当に可能な話なんだろうか、全部をやるとなれば。そして、全部をやるとなれば、この歴史的建造物はこんなものじゃおさまらないですよ。全部公費で直してくれる、やってくれるということになれば、恐らく希望者は殺到するでしょう、全部やるとなれば。

山の家では、所有者は下田市ながら、指定管理者が実際には多くの資本投下をして、そのお金で施設の利活用を図ろうとしている。南豆製氷においては所有者の姿、あるいは所有者の資本投下は見えないが、市が資本投下をしようとする。問題ないとおっしゃるが、僕は問題大いにある。公平・公正でなければいけない。少なくとも、下田市歴史的建造物保存条例で今指定されているところについて、同じような市の公費が投下されなければ、公正・公平

なもの、行政のありようとは言えない。

この整備基金がそこまでのものだとなれば、僕は無理だと思う。そこまでの財政は今の下田市にはないですよ。これがもし可能であるとすれば、この間、数万、数十万の補助金切り、職員の給与カットをした財政とは一体何ぞやということになってしまう。整理が全くつかなくなる。やはり、行政は公平・公正な態度という観点からにおいて、下田市歴史的建造物保存条例に基づいて、あくまで南豆製氷についてもこの保存条例に基づいて同じようにやっていくと、特別待遇はしないと、こういう姿勢が何より求められるのではないかと。

さらに、400万円の歴史的まちなみ景観活用計画策定業務委託とあります。これは、先ほど小林議員の質問の中にもありましたが、リノベーション計画でたしか1,000万円、その後、駐車場、何か空き地調査とかいうことで500万円だかがたしか支出されていたかと思うんですが、これを足すと1,900万円ぐらいの一つのまちづくりのための財政の投下が行われるわけなんですけど、今1,500万円を投下をしたそのものは、さまざまなデータもあるでしょう、計画案もあるでしょう。それを生かすことが僕は大事じゃないかと。

そして、ちょっといつの議会か忘れちゃいましたけれども、市長はたしか伊豆急さんがつくった資料、やはりこれも歴史的な建造物についての資料、あれもすばらしい資料だと。一度議員の皆さんも目を通しておいてほしいと、こういう発言があり、私も見させてもらいました。すばらしい計画書だったと思います。歴史的なまちづくりに対する実は計画だとか資料とかは、既に多くあるのであります。ふだん市長がおっしゃられているように、優秀な職員の方を活用して、さまざまに今まで投下されたデータや資料や計画書でやられたらどうでしょうか。特に、財政がこれほど厳しいと言われる中で、改めて400万円の委託をする必要はないのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、この業務委託費400万円なんですけど、400万円の根拠についてお尋ねします。

既に業者からの見積もりをとり、その見積もり金額として400万円が出ているのか、それともつかみ金でぼんと渡して、400万円になっているのか。そして、この400万円の業務委託に当たっては、公募をなされるのか、随意契約をなされるのか。

実は、リノベーション、それから調査、それから南豆製氷の市と共催で文化会館で、私もお邪魔したんですが、映像を使った南豆製氷を利活用しますよと、こういうことをやられておったんですが、その中にずっと一貫して同じ人物がおられる、リノベーションが。そして、そこにずっと税金が投入されてきた。この歴史的まちなみ景観活用計画策定業務委託もまた、その人のグループなり団体に委託されるのではないかとというふうにも考えるんですが、

その辺はどうでしょうか。

以上、明確な答弁をお願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） では、市有地の売却の件でございます。今回2件ということで、780万円を予算計上をさせていただきました。

1件目でございますが、この物件は旧道赤間線の灰捨場の横というか、今現在、平屋の建物、前はニューポートホテルというホテルが建っていたところなんです、そこに昭和45年に灰捨場用地として市が購入しましたが、その土地が三角地、また少し傾斜があるということで、灰捨場用地から普通財産に変えまして、とりあえず管理をしていたところがございます。その部分を279平米、1万6,000円で有限会社荒川土建興業に売却をしたものでございます。これについては、4月24日に契約を済ませまして、もうその契約なども市の方へ入っておりますので、それは了承していただきたいと思っております。

もう1件につきましては、地方分権の一環として法定外公共物について、赤線、青線ですが、市の方で無償譲渡いただきました。その場所は、下田図書館前の下田ホンダさんの裏側に公図で法定外公共物があるわけです。その部分を国から市が無償で譲渡したわけです。県道下田横枕線の今、拡幅工事ということで、拡幅するに当たってどうしても用地が必要だということで、現在の河川、下田ホンダさんの前はあれは赤線じゃなく、通常の市有地の中にこの場合なるんですが、そのもので入っているわけですね。その辺を移設がえというか、するものですから、とりあえず法定外公共物を県に買収しまして、その市有地の分を、今現状の河川の部分を県がまた所有者から買うことによって、等積交換ないしはまたその所有者に売り払いということで、とにかく下田ホンダさんの前の法定外公共物、赤線を県の方へ売却するものでございます。それについては、平米1万2,000円ということで、333万6,000円で売るものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（山崎智幸君） 消防費の1,808万1,000円の減額補正でございますけれども、これは下田地区消防組合の負担金でありまして、これは先ほどもお話がありましたように、下田市の職員給与を10%カットしたことに伴う組合の負担金の減額補正であります。

内容といたしましては、職員の76名分ですが、構成団体1市2町の補正前市町の負担金が7億909万7,000円が6億7,515万6,000円になりまして、3,394万1,000円の減額であります。

これは、補正前下田市の負担金に直しますと3億8,854万5,000円が補正後下田市負担額3億7,046万4,000円となり、1,808万1,000円の減額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 委託の関係でございますが、400万円の根拠ということでございますが、これは市の方で実施設計を組みます。どういう形で契約するのかということでございます。公募か、随契かということでございます。これらについても、内部で大分検討したんですが、やはり先ほど来議論していただいておりますように、いろいろと2年前からここへ入っているNPO法人の地域再創生塾というのがございます。議員から1名がですね、前々から関連する顔ぶれがずっと見えたということでございますが、決してそれは前の関係する業者とは今の段階で関係なく、純然たるNPO法人の再創生塾のメンバーでございまして、ご承知のとおり、あのメンバーの中には大変な有識者の方々が大量含まれておりますので、現時点においてはその再創生塾に随契でやる予定を組んでおります。

以上です。

〔「400万円の根拠、抜けています」と呼ぶ者あり〕

○助役（渡辺 優君） これは、先ほど来議論をしていただいておりますように、南豆製氷はごく一部です。全体のまちなみ景観のための調査委託でございまして、市長からも報告がありました。その方々がまちの中に入っていただいて、直接市民とのディスカッションの中で、どういうまちづくりの方向がいいのかと、まちなみ保存がいいのかということと地域との話の中でまとめていただく。そういうことで、本来ですと、今まで私の経験では、こういう調査は、ご承知のとおり今、都市計画マスタープラン等々も委託をしております。これらも1,000万円単位の金額がかかるわけでございますけれども、南豆製氷の絡みの中で寄附をいただいた600万円のうちの400万円を使うということで予定しております。当然にこれは正規にやると1,000万円近くかかると思います。

〔「そうじゃなくて、400万円の根拠です」と呼ぶ者あり〕

○助役（渡辺 優君） ですから、実施設計です。

〔「それなら何で400だ、何で300じゃなくて、500じゃないのか」と呼ぶ者あり〕

○助役（渡辺 優君） これは、物をつくるという、例えばコンクリートの構造物をつくる場合は、これは原料でコンクリートが幾つということがはっきり出ます。それから、そういう

委託のやつは、これはご承知のとおり人件費が、技術料が主ですね。ですから、当然正規にこういう計画を立てたときに、何人工、主任技術者が何人、それから助手が何人という形で出てきます。これをやりますと、今予定しているそういう調査を期待をしますと、今言ったような大きな金額になりますけれども、これはどうしてももう400万円ぐらいしか支出できないと、あとの200万円は今後のやはり基金を求めるためのベースの基金にしておきたいという思いの中で、内部で検討しまして、400万円でやってもらうしかないなというのが実情でございます。

〔「議長、質問に対する答弁になってないですよ。つまり、人件費もいんだけれども、普通ならば業者から見積もりが来て、その見積もりでやったとか、自分がいろいろ考えて自分でつくった数字だとか、材料費だとか人件費にしたってあるわけですよ。僕らの仕事だって人件費だけれども、それは僕らは商売のプロとして見積もりを出すわけですよ。だから、計画を業務委託するに当たって、そのプロから見積もりなり何なりをとって出したのであれば、それはそうだろうけれども、今400という数字の根拠を聞いているんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） ですから、先ほど、こちらで実施設計を組みましたと。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 議員からのご質問の中で、いわゆる今回制定を依頼いたしました下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例を使って、今回の南豆製氷の委託業務をやることと、従来あるいわゆる歴史的建造物保存条例とのそごじゃないですけども、その辺の矛盾があるではないかというご質問だろうと思います。

確かに、そういった意味では、従来の歴史的建造物保存条例においては、所有者に対して一定の予算の範囲内で補助を交付して、そして維持管理をお願いしているという性格のものであります。今回の、そういった意味では業務委託につきまして、その業務委託の範囲内に一部に南豆製氷の耐震診断の業務委託が入っていること自体がそごかあるじゃないかというご指摘だろうと思います。

先ほど来、この基金の条例の内容等々で論議をしていただきました。そういう論議の経緯の中で、今回のたまたま商業協同組合からいただいた600万円というものは、先ほど来ご説明しております寄附の中でも指定寄附ということで、その寄附の要望の中に、そういった意

味では南豆製氷の建物についての調査もお願いしたいよというような文言がございます。指定寄附については、一応それなりの寄附者の意向も尊重しなければならないという状況もございますので、全くそれをやらなければだめだよという強いものではございませんが、一応寄附をお受けした以上は、寄附採納願としてお受けした以上は寄附者の意向も反映したいという部分もありまして、この基金のもとに財源といたしまして、今回は南豆製氷の調査委託を意向に沿った形で執行させていただきたいというものであります。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 南豆製氷であることが、ますます明らかになっていくわけなんです、実施設計をやったということであれば、また先ほどそのお話が1,000万円程度はかかるというお話だったんですが、ぜひその実施設計書をですね、これを議会の方へ提出していただきたい。

この400万円の根拠というものは、やはりこの厳しい財政の中で大きなお金ですから、どのような根拠を持って出されたのかは、やはり審議する必要があるだろうと思います。そして、あえて苦言を呈するとするならば、これはやはり公募、あるいは複数の業者から見積もりをとって、どのくらいでできるのか。本来であれば、先ほど言ったように、僕は市の職員にね、もう多くの資料はあるんだから、やってもらうのが一番だと思います。しかし、どうしても委託をしたいというのであれば、やはりその金額については客観性を持つ必要があるんじゃないだろうか。この厳しい財政の中で、やはりその必要があるだろうと思います。したがって、その要望とその実施設計書を議会配付を要求いたします。

最後に、この間、旧南豆製氷所を買った方のお話がずっと出ているわけです。新聞等によれば、2年間、私の記憶だと、市民の盛り上がりがないと考えますよというような発言だったと思うんですが、今の議会での審議を見ますと、どうも市民の盛り上がりというよりは、行政が何かをやらなければならないというような答弁の印象を受けるんですが、市の方とこの所有者との間に既に何らかの約束事が、例えば旧南豆製氷所については計画書を市がつくれますよ、あるいはその整備は市がやりますよとか、こういう約束が既にあるのかどうか。あるいは、賃貸借契約を結ぶよと、そういう形で既に交渉が行われているのかどうか、お尋ねします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 今度の買われた田中さんと市との契約というのはまだございません。

しかしながら、あの方の思いは、例えば自分が9,000万円というお金を出して、とにかく壊されようというものを残したいという思いで、とりあえず買ってくれたわけですね。でも、

自分として、やっぱり買ったものをですね、じゃあ下田市民の方に勝手に何か考えなさいといっても、これはなかなかできないだろうと。ですから、行政の方でやはり主導して、市民の方々と一緒にこれを保存しながらのまちづくり、ですからあの方も南豆製氷だけを残すためにどうこうやれということは決して言ってないですよ。

今までの記者会見でも何でも、いろんなあれを見ていただければわかるように、これだけじゃだめですよと。これを残したって、下田のまちが元気になるはずないじゃないですかと。でも、自分が外から来て、この下田に住みたいと思った中にも、そういうもう先祖の時代からみんなこうやって残されているいいものが下田はあるじゃないですかと。ですから、ぜひこれを市民の皆さん方がみんなで残そうよと、そういう盛り上がりをぜひつくってくださいと。でも、いつまでもそんなの待ってられませんよと。ですから、とりあえず2年間ぐらい私も待ちますから、ぜひそういう努力をしてくださいという申し入れでございます。

ですから、今のところは、市と田中さんの間の契約事項というのは、今いろいろ庁内の検討委員会の中でも、やっぱりいろんな問題点がまだありますので、それを精査しながら、一つ一つお願いとか了解を得て、進めていこうという段階であります。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 調査費400万円の実施設計書を出せということでございます。私も長らく経験していますが、この議会で実施設計書を出せと言われたのは初めてであろうかと思えます。ただ、今回これだけ議論をされまして、1つ、400万円という一定の金額はもう明らかに予算上なっておりますので、これは出させていただきます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 最後に、1点確認を。そうしますと、旧南豆製氷所を買われた方から市の方に、行政が主導して、やはりまちづくりをやってほしいという、南豆製氷所を中心にですね。そういう申し入れがあり、市としては庁内で今調整といたしますか、検討をやっておると、こういう段階というふうに理解をしてよろしいでしょうか。そういうことをお答えいただきたいのと。

もしそういう段階であれば、つまり下田市として、旧南豆製氷所について行政が主導して、2年間という限定ながら、当然公費も使われるでしょう。やるということが庁内でのまだ統一見解、市としての見解になっていないのであれば、このまちなみ景観整備基金は、その結論が出た後、議案として提出された方がいいんじゃないのか。それが、やはり順序だろうというふうに思います。あわせて、ご回答をお願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 行政の主導という言葉に少し、もし勘違いがあったら後々困りますので、とりあえずは、先ほど私が申し上げましたのは、田中さんがもし自分が買って、市民に丸投げで、あんたたち考えなさいよといっても、なかなかいい考え方は出てこないであろうと。やはり、市長が言っているように、この南豆製氷も含んだまちづくりビジョンですから、これを市民に勝手につくれといってもなかなかできないと思う。そういう面で、市がやはりビジョンづくりをするべきではないかと、そのことを言っているわけでありまして。

最終的に、例えば南豆製氷をもしずうっと残していただけるということになったときには、やはりこのビジョンづくりの中で今、連携会議というのをやっていますので、ですから市民の方が多く参加してやっているんですよ。あそこをどういうふうに使ったらいいかということ。ですから、そういう方々の中から組織ができて、自分たちに何かここを活性化するための自主運営をさせてくれとかということになれば、市が仲介をして、所有者とそういう団体との賃貸とかというような問題には発生をするんじゃないだろうか、こういうふうに思います。もう一つ、何でしたか、すみません。

〔「庁内でそのことについて完全な結論が出ていないのであれば、その結論を待ってからこの基金の条例の提案をしたらどうか」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） 庁内で検討委員会というのは、例の南豆製氷の問題が発生をしてから、私一人じゃとてもそんなことは考えつかないことでありますし、それで助役を中心としたメンバーで検討委員会というのをつくっています。それから、別に幹事会というのものもあるんですよ。これは建設課とか教育委員会、それから企画財政、それから総務課、こういうところからそういう思いを持っているメンバーに入っていて、実際に今言ったもの、市民の皆さん方との連携会議とか、そういうところにも入っていただいたりして、具体的ないろんな考え方を今まとめておるところでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに。

15番。

○15番（土屋誠司君） 予算の歳入について伺いますけれども、まず、先ほどからありますように寄附採納願の資料をいただいたんですけども、寄附採納願が6月20日に出ていますよね。この予算書は先週にもう配られていますよね。こういう予算の立て方をしていいのかどうかを伺います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） ご質問の内容につきましては、要するに寄附採納願が6月20日付で出されまして、先ほど寄附の受け入れは6月21日ということで報告させていただいたと思います。その間、既に告示行為がなされておりまして、14日に既にもう補正予算が計上されているんじゃないかというところのご質問と理解してよろしゅうございますか。

そういうところでございますが、先ほど伊藤議員のご質問にもお答えいたしました。いわゆる歳入予算というのは、全くの見積もり予算でございます。一方、しかしながら、先ほどご説明申し上げました地財法第3条の規定によりまして、一応歳入の見積もりであっても、その積算については、具体的な「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」という規定がございます。要するに、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉してという意味の我々計上した根拠というのは、議員も既にご承知だと思いますが、寄附者側の商業協同組合の意思決定、それが4月18日の臨時総会で、市に対して600万円の寄附をするという意思決定が団体意思決定としてなされているわけです。それに基づいて、我々の方は補正予算に計上させていただいたという状況でございます。

○議長（森 温繁君） 15番。

○15番（土屋誠司君） 仮に民間がその意思決定したといっても、市に対して本当に来るかどうか、書類的にわからないですよ。それを予算計上していいのかということですよ。採納願がその後すぐ出ていけばいいんですけども、だって予算書の後でしょう、これ。そのことを言っているんです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） いずれにしましても、議会の初日は6月21日でございます、議会前に受領しているのは事実でございますので、そういう意味合いでご報告を申し上げたわけでございますがね。要するに、予算に計上したという根拠についてはそういうことで、寄附者側の要するに団体の意思決定が市に寄附をするということで、あくまでも個人の意思決定ではございませんで、理事長なら理事長だけの意思決定ではございませんで、組織としての意思決定がされたということで、それを根拠に、先ほど申し上げておるように、資料に基づいてという部分で、それは来るだろうということの見積もりの予算として計上させていただいたということでありまして。

○議長（森 温繁君） ほかに。

10番。

○10番（小林弘次君） お伺いしますが、1点目は、市有地の売却の問題でございますが、既に赤間白浜線の旧ニューポートホテルに関連する市有地を売却したということでございますが、売却先の荒川さんはどういう利用に供されるか、市はその利用についての協議をされているかどうか、これが質問の第1点目でございます。

第2点目は、この土地は、課長さんの説明されたとおり、下田市の残灰の安定型処分場の用地として購入されたもので、当然、行政財産としての貴重なものであったものを、ニューポートホテル建設に関連しまして、いわゆる下田市との一市民との間の裁判にまで発展した経緯がありまして、やむなく行政財産を一部分筆して貸し付けをしたという経緯がございます。したがって、今日まではこの土地はホテルの経営者に対して借地をされていたものであろうと思います。したがって、荒川さんは恐らくこのニューポートホテルの所有者から、ホテルそのものが買っている土地も買収されたものだと思うものであります。

そこで、まず1つは、借地されていたもので、その借地からそしてその売却と至る間の経緯、簡単に言えば、借地料そのほかの滞納はなかったかどうか、この点について2点目にお伺いします。

3点目に、伊藤議員もおっしゃいましたが、予算の歳入予算について見込み計上でいいんだと。簡単に言えば、見込み計上ということですが、これは特定財源におけるところの確定財源というふうなことが原則論だと思うんです。財源が確定した段階で予算措置をする。したがって、仮に先ほどの赤間白浜線沿線の土地についても、既にもう契約してお金入っているよと、財源が確保されてから始めた。もしそういう考え方なら、当初予算でずばり持ってくればいいんですよ、初めからのですね。財源がもうとんでもなく足りないんだと、何億円も不足しているんだと、こういうことならば、早くから土地の、ここの赤間白浜線の沿線の市有地の用地を購入したいと申し入れがあったんでしょから、当初予算でもしそういう考え方なら、こういうこともちゃんとやっていけばいいだけの話ですね。

これは、やはり寄附の採納があってから初めて、あるいは採納願が出されて、要するに特定の財源が確保された後に予算化するのが、これがもう原則ですよ。そうでない限り、市町村の財源、寄附まで見込みで計上するなんて町は一人もございません。寄附金まで見込みで予算計上しているなんていう、こんなのは恐らく日本中で石井市政以外にはないと思いますよ。寄附金ですよ、寄附金。税金とか何かとは違うんです。寄附金というのは違うんですよ。寄附金まで見込み計上して予算化しましたって言って涼しい顔しているのは、石井市政以外

にありませんよ、これは日本中で。まあ、おかしなことを言いますなと思いますがね。これはもうちょっと、まあおかしな話でね。見込み計上というのはそういうものだ。これはもう専門家である助役さんだってもいるし、市長だって6年もやっている市長ですから、もうこんなことは当たり前な話です。こういうものは見込み計上できるようなものじゃないというのはわかっていると思います。

そこで、もう一つ、伊藤さんのあれの中で、400万円の調査費ということでございますが、その調査の内容はもう少し詳細に、どういう調査をされるのか、詳細にその説明していただきたいと思います。

次に、この予算の執行に当たっては随契でやりたいということを初めからおっしゃるのは、明確な地方自治法違反じゃないですか、助役さん。実施設計をやっていて随契なんていうのは、これは聞いたことないですよ、僕は。これも、出せというのも聞いたことがないと言うけれども、実施設計やりながら随契でやるというのはどうも聞いたことはない。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） では、市有地の払い下げの件ですが、今回の赤間線のところの灰捨場の土地について、有限会社荒川土建興業に売却したわけでございますが、今年の2月14日に払い下げ申請が出ております。その目的が、中間処分場予定地というふうになっております。現在、小林議員は毎日通りますからよくご存じだと思いますが、平屋の建物についてはとりあえず事務所に使いたいと、そういうことで。それで、ホテルをつぶした方については処分場に使いたいということで協議がなされました。

中間処分場について、我々もこれは土地利用にかかるんじゃないかと、一瞬こう思ったんですが、下田市の土地利用の要綱を見ますと、これはかからないと。土地の形状をさわるものじゃないものですから、かからないと。ただ、最終処分場については土地利用かかりますということで、これは土地利用かからないということで。それで、その土地自体が今後、下田市の公共性に寄与する土地というふうに我々は判断しなかったものです。

今、106件の市有地をそれぞれ民間の人に貸し付けております。当然、その中で、今後そういう貸し付け者から売却の希望があれば、それは要件によっては売却していくものと。どうしても今後、下田市で公共的に使っていこうという土地については、これはそのままにしていこうということで、我々もその100件等については精査をしなきゃならないということで、いろんな基準をつくっていかなきゃならないということで今、それらについては検討しているところなんです。あの土地については、市として今後公共性がないということで、

いつまでも持っているよりは手放した方がいいという判断の中で、鑑定もしていただいて、平米1万6,000円という妥当な価格でありましたので、それについては売却しております。

昭和63年、土地利用申請ということで、ホテル・レストラン建設用地ということで部分的に、今、小林議員が言いましたように、一部分を貸したわけですが、昭和63年から平成5年、ちょうど賃貸借契約を結んでおりますが、平成5年ぐらいまではその経営者が景気がよかったということで、難なく経営をしていたんですが、平成5年になりまして、それぞれ金融機関等から差し押さえを食らいまして、その経営者がまた経営権を放棄しちゃったということで、平成5年度までは下田市が賃借料をいただいております。年額9万4,336円ですか、をいただいております。

平成6年度にそういう経営者が、賃借者がかわったものですから、市としてはそこにとりあえず返地を求める内容証明で文書を出してございます。まず、返地証明の文書を内容証明で出したんですが、その文書が本人あてに届かなくて保管されていたということで、その文書が市の方に戻ってきました。その後、平成6年度からは、賃貸借契約が5年で切れたものですから、新たな賃貸借契約は結んでおりませんので、市の方も当然契約を結びませんので、賃借料は入ってきておりません。市の予算の中でも、過年度分ということで、市の方の決算上の処理ということには全部されておられませんので、契約されていない。ただ、現在、建物がありますから、無断占用という格好になっていますから、我々はどこへその文書を出せばいいのかわかりませんが。

平成15年ごろになりまして、また新たに債権者がかわったと。それで、抵当の話が出た中で、我々も大変というか、その経過については確かに8年、10年ぐらいの空白が出たんですが、経過を我々もちょっと調べてみたんですが、平成15年6月には債権者という金融機関から、新たなリース会社ですか、それへ債権が移ったという中で、またそれらについて、そこが抵当権ということで競売を申し立てたという中で、競売で裁判所が調査した段階で、その辺の金が何も動いていないということがわかったものですから、その以前の中の経過というのはどうなっているんだか、ちょっとこれはわかりませんでした。

我々も、じゃああの土地をそういう状態だからどうだろうかということで、我々も専門家ではありませんので、とりあえず顧問弁護士さんに相談をしまして、平成16年に入りまして、また内容証明で契約解除という文書を出しております。

以上が経過でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 400万円の委託調査費、実施設計を組んで随契ということは自治法違反ではないかということでございますが、ご承知のとおり、随契できるというものについては施行令の中で明確に条文化されておまして、1つには、有利ということもあります。それから、緊急ということもあります。

今回は、いろいろこの地域再創生塾がですね、先ほど説明いたしましたように、2年前から地域に入って活動しておまして、ある一定の資料は既に持っております。そういうことで、それらを生かして、さらに地域に入っの市民の声を聞いた計画づくりということになるのでありまして、これについては先ほど異例ではありますけれどもという中で、議員の質問の中での実施設計を出せということでございますので、出させていただきますから、それを見ていただければ調査の内容がわかるかと思えます。

そういうことで、今後、自治法に沿った理由での随契を予定しておりますので、決して違反とはならないと思っております。

〔発言する者あり〕

○助役（渡辺 優君） どういう調査の内容かというのは、先ほどですね、まちなみ景観整備基金の条例の概要というのを心配りをさせていただきました。その中に、下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の目的という中で書いてございまして、当然に今マスタープランの中でも、下田市内を歩いて楽しめるまちづくりということが目標にうたわれております。そういうことで、再三、市長も自分の思いを述べておりますとおり、市内の歴史的町中の建造物を活用したまちなみ景観の整備ということでございますから、どういう歴史的な建物を生かして、歩いて楽しめる、来遊客に喜ばれるまちなみが下田にとって一番ベストなのかという基本的な姿勢の調査をし、報告書を出してもらい、それをまた議論をして、できるものから実施していくと、こういう調査でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） まず、総務課長さんのお話は、何かちみもうりょうとしまして、何かどうも処分とその前後のですね、市有地の管理においてずさんさを浮き彫りにさせたようなものになりはしませんか、市長さん。あなたが最も市長として大事なものは、財産の管理、公の施設の管理、財政のかじ取り、何回も僕は言っております。まあ、それはさておきましてですね。

一転して、今のお話によりますと、平成6年度以降、無断である土地をですね、広大な数百万もする貴重な土地を、市民の共通の財産を無断で使用していたというのを放置していた

という、この事実はどういうことになるんですか。少なくとも、そういうものをやはり今回予算に出す以上は、そういうことについて、市民に対する明確な陳謝や反省というものがあってしかるべきじゃないですか。

この間失われた、損失された、本来市に収納されるべき賃借料は何百万になりますか。財政難、財政難と言いながら、何百万のそういうものが手がつけられずにそのままにされてきたんですか。何百万になるのか、ちょっと計算してくれませんか。そういうことを市民の前に明らかにする。財政の状況、市有地の管理の状況はどうなっているのか。

もし仮に、荒川さんという方がいつごろから取得されたかわかりませんが、その方が取得したならば、その方が少なくとも買収するまでの間の地代、こういったものを負担すべきではないでしょうか。逆に、私はあの地域の近くに住んでおりますが、昨年8月まではほとんど毎日のように自分の家の前をです、ニューポートホテルという車で白浜の海水浴場にお客さんを送迎しておりました。そういう点では、きちっとご商売やっておられたわけです。したがって、全く破綻して、所有者あるいは管理者がどこかに行って無人の状態、空き家になっていたという状態ではございません。明らかに市有財産の管理についてのずさんさがここにあらわれています。

これは、他に今売ることについてはともかくとしても、そういう経過を無視して、1万6,000円だか1万何千円で売れたから喜んでいる。こういうことであってはいかんとします。ですから、ないものねだりでございますが、まず第1点、この点については、この間、ずさんな管理によって市が損失をしたこの借地料というのは総額で幾らになるのか、この点まず明確にしていきたい。

次に、お話によりますと、売却をした土地を中心として、産業廃棄物の中間処理施設をつくるということのようです。これは、確かに産業廃棄物の中間処理施設、リサイクル施設で必要なものではあると思います。しかし、あの赤間白浜線の10トン車、十数トンの大型トラックが産業廃棄物の処分に当たって往来した場合の赤間白浜線のこの道路維持、あるいは災害時における迂回路としての活用、重大な支障が来ると思うんです。恐らく、つくられる施設は建設廃材のリサイクル製品だろうと思うんです。市内では、北湯ヶ野等にある施設ではなかろうかと思えます。そういうものに対して、軽々に土地を売り、そういうものがつくられるということについて、余りどっちでもいいというようなことは、これまたまちなみとか景観だとかと言っているにしては、ちょっとおかしなことになりはしないのかと。

最低、処理施設をつくるならば、道路を使用するに当たっては、大型車の進入については

制限を加えるとか、何らかの話し合いをしなければならないと思います。そういうものを抜きにして、これはいかにではないのかと思います。課長は、土地利用委員会にかけて審査すべきだと思いますがというお話がございましたが、どうも要件に適用しない。市長が特別に必要と認めたものについては、2,000平米以上とか高さ何メートルとかっていう、要綱に定めたもの以外のものについても、土地利用の審査を経ておやりになるということとはできないことではないと思うんです。土地利用要綱の中にもちゃんとそういうことは規定されていると思います。読んでみればわかると思います。

ですから、この点については、売るのはやぶさかではないけれども、そこに設置される産業廃棄物の中間処理施設について、市民の重要な生活道路である赤間白浜線の交通の確保、生活道路としての確保、あるいは災害時の迂回路としての確保、こういう観点から慎重な対応が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、具体的にお伺いしますが、400万円というものについて、先ほどのお話ございました南豆製氷の耐震性等についての調査をおやりになるのでしょうか、この点だけ具体的にお伺いします。

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですけれども、休憩いたします。

午後 5時 7分休憩

午後 5時17分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○総務課長（出野正徳君） 先ほどの市有地の件で、どのぐらいの賃借料になるだやということですが、平成6年度から16年度までについては、約101万6,598円になります。確かに、平成5年当時、賃借者が差し押さえを受けたり、経営者がかわったり、我々もそこへ内容証明でその契約についての有無、今後どうするんだやという内容証明、文書を出しておりますが、当事者がどこへ行ったかわからない状態で、内容証明が届かず、市の方へまた返還されたということで、にっちもさっちもいなくなったということで多分、平成6年度以降契約ができなかったということで今まで、今日に続いてきたと思います。

確かに、市民の大切な財産についてしっかりした管理ができなかったことについては、おわび申し上げます。今後、そういうことがないように、市有地の管理については努めていき

たいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 南豆製氷の中で耐震調査をやるのかという質問でございます。何回か報告をさせていただいておりますけれども、今までに地域再創生塾の主要なメンバーであります東大の先生等々、専門家が何回かあの中に入りまして調査をしてくれております。また、地域フォーラムの中でも、映像でそれは皆さんに示して、こういうあの建物の景観、歴史的なものも生かした耐震化の方向がありますよということも助言を受けております。ですから、ある一定のデータがありますので、それらを踏まえて、実際にどういう手法の耐震化が一番ベストなのかということ。それから、概算で幾らぐらいかかるのかなと、こういうことを調査の中に入れていきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 大分時間がたちまして、委員会でやれという意見もございますから、簡単にしたいと思いますが、最低ですね、赤間白浜線の生活道路としての確保について、市長さん、ぜひ支障のないように、下田市の土地を売って、産廃施設ができて、大型トラックかがんがん通って、あれがするなんていったらこれはもう大変なことでございますから、これはぜひ、土地利用なり何なりの行政指導等々をぜひ進めて、市の土地を売る以上はそういうことを進めていただきたいと思っております。これを要望したいと思っております。

次に、助役さん、この点だけは確認しておきたいと思っておりますが、歴史的なまちなみをつくるといっても、ちょっと考えてみて、まちなみというものを早々簡単に変えることはできないと思うんです。くの字型になっている、あるいは矢玉よけですか、何だかわかりませんが、真っすぐになっていないと、こういうものを変えたりなんかすることはできないと思うんです。

そういう点で、まちなみをつくる、まちなみを変えるっていうことは、もう基本的には、僕は今のまちなみは変えられないと思うんです。ただ、ここに点在している歴史的な建造物を保存するということは、伊藤さんのおっしゃったように、これはできると思うんです。そこで、点在している建物を保存することはできる。まちなみは、こうなったものをこうするとかああするなんていう、そういうことはもう絶対にできない相談だと思うんです。そこで、何かまちなみが変わるような幻想を持たせては、これはいかんと思うんです。現実にはやることは何なのかというふうに、まちなみを景観をつくるんだとかどうだとかといっても、こ

これは基本的には早々簡単にできないだろうと。

そこで、自分は、歴史的な建造物ということの調査ということになりますと、旧町内に限るのか、それとも下田市全域に及ぶのか、いろいろとこれはもうとめどのない議論になってしまうと思うんです。そこで、これはこれとしまして。

最後に、この調査によって、さっきの南豆製氷の耐震調査をして、どのような工法、手法による耐震補強ができるのか。あるいは、その金はどうなるのかというふうなことまで調査するという話でございましたが、もし仮にその調査結果が出た場合には、これは所有者がその調査結果に基づいて耐震補強なり整備をするのか、それともその調整結果をした下田市がこの保存のための耐震補強をするのか、この点だけは明確に今議会でさせていただきたいと思えます。助役さん。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 先ほど助役が言いました耐震のある程度のものについて、いわゆる今までの中で南豆製氷が耐震化されてない中で、あれを耐震する費用ってのが、例えばTMOはこのくらいかかるんじゃないかとか、あるときには1億円くらいかかるんじゃないかという、こういうことが勝手に流れていますよね。ですから、我々とすれば、実際にあの南豆製氷のものが将来耐震をする場合にどのくらいの費用がかかるかということを知りたい部分があるんですよ、正確に。そうしませんと、あそこをどういうふうにご利用した計画というものをつくれなわけですし。

ですから、今回の400万円の費用の中で、例えば全部使っちゃうわけにはいきませんね。これは、400万円のうちのほとんどある程度はまちの景観整備ということで、まちなみを変えるんじゃないですよ。まちなみの景観整備ということですから、間違えないでください。歴史的な建物をいかに有効に残しながら、お客さんに魅力あるようなまちをつくっていくと、そういうビジョンづくりのためのお金がほとんどです。

ですから、耐震的なもの、それから構造的なものもお願いをしたいというのは、先ほど言ったように、彼らは東大の助教授さんとか地震学の先生というのを連れてきて、実際に一度調査しています。ですから、そういう中で、こういう使い方をすれば、意外に安い耐震でこの施設を使えるんじゃないかろうとか、いろんな予備知識を持っていますので、そういう中で、ぜひ少しある程度のものの考え方をまとめて出させていただきたいということを委託すると、そういうことでございます。

〔発言する者あり〕

○市長（石井直樹君） ですから、まだ私自身は、それで出てきたから市でお金を出して耐震化するなんていうこと言ってないじゃないですか。まずそれを知りたいということなんですよ。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 所有者がやるのか、あれがやるのかって。
番外。

○市長（石井直樹君） だから、それをこれから検討するんじゃないですか。今はそんなこと言えませんよ。幾らかかるかわからないものをね、勝手に市長が、じゃ1億かかるっていったものを、出てきたときに1億かけてやるかなんていうこと言えっこないじゃないですか。だから、どのくらいのものかかるかによって、市とすれば公的費用をとっても出せないという判断をするのか。そうすれば、あそこはどういう建物でということ考えていくかということを知りたいわけじゃないですか。今まで、単なる自分たちの勝手な考え方で、あそこをどうのこう……

〔発言する者あり〕

○市長（石井直樹君） だから、いいんじゃないですか、その考え方でいいんじゃないですか。
〔「うまくないですよ、何言っているんですか」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） 何ですか。

〔発言する者あり〕

○市長（石井直樹君） だから、検討していく材料としてやりたいという……

〔「そんなこと言っちゃいけないよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） 私の答えられるのはそこまでです。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 休憩いたします。

午後 5時26分休憩

午後 5時36分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○市長（石井直樹君） 先ほどのご質問でございますけれども、いわゆる財政出動がその結果

によってあるのか、ないのかということを答弁しろってことですね。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 400万円で調査を行いますね。それで、そのうちのかなりの部分は南豆製氷の耐震調査を行うということが助役さんから説明されたわけです。耐震についての調査を行う。そうすると、当然、専門的な調査で、姉歯設計じゃないんですが、要するに構造計算が行われると思うんです。構造計算が行われて、耐震の問題が出てくると思うんです。そうしますと、その構造計算に基づいて、耐震補強するにはどういう手法があるのかということが出てくるわけです。そうしますと、市長の熱い思いの南豆製氷の存続について出発するわけです。まず一番大事な耐震をどうするかということが、その結果で出発するわけですね。

そうすると、その出された結果に基づいて耐震の補強を、これは所有者である田中さんがおやりになるのか、それとも下田市がお金を出してそれをおやりになるのかという、これがやっぱり一番大事な点だと思うんです。その点についての市長のお考えを問うているわけです。最初からそう言っているわけです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） じゃ、私の考え方でよろしゅうございますね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） ですから、いわゆる先ほど申し上げましたように、耐震の問題については、全く根拠のない数字的なものが幾つか出ています、今までに。

〔発言する者あり〕

○市長（石井直樹君） わかりません。あったのかもしれませんが、しかしながら、我々は、これから市としてまちづくりのビジョンをつくっていく中で、南豆製氷もその一つですね。ほかのなまこ壁と違って産業遺産という、またこれは国がこれから大きく取り上げていくものになっていく建物であります。ですから、耐震化の積算的なものがある程度——これは僕は400万円なんて、全部使ったって完璧な耐震の積算が果たしてできるかどうか、僕はプロじゃないからわかりません。

だけど、まちづくりビジョンが主でありますけれども、その中にこれをどういうふうな利用の仕方をしたらば、耐震の部分がこれだけでこういうお金がかかるということを実際知りたいわけなんです。知らなければ、できません。ですから、知った段階で、大きなお金あるいは小さなお金と出てきますね、比較が。こういうやり方だったらこういう、この部分だ

けの耐震だったらこのくらいで済みますよとか、全体的な耐震をしたときにはこんな大きなお金かかるでしょう。

当然、そうなれば、今、議員がおっしゃるように、個人の所有物ですから、行政としてそんな大きなお金を果たして投入できるのかという問題も当然そこで発生してくると思います。小さな、もしある程度できる範囲であれば、先ほど言ったまちづくり景観の基金に、そういう思いを持ってくれた方々が例えば応援してくれるお金が集まってくるかもしれません。そういう範囲内のできる、こういういろんな議論が出てくると思います。当然そこで、私が議員の皆さん方にこういう積算のあれが出てきましたと、いかがいたしましょうかっていうのは、皆さんがふだん言っている、我々に投げかけろということでもありますし、相談しろということでもありますし。ですから、そういう判断で、今ここでそれを個人の方にやらせるとか、行政がやりますよという二者択一のお答えは、大変申しわけないんですけども、できません。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。なお、人件費については、総務常任委員会に付託します。

次に、議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第58号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、24日、25日は休会とし、26日から27日まで、それぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は28日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後 5時43分散会